

特116

662

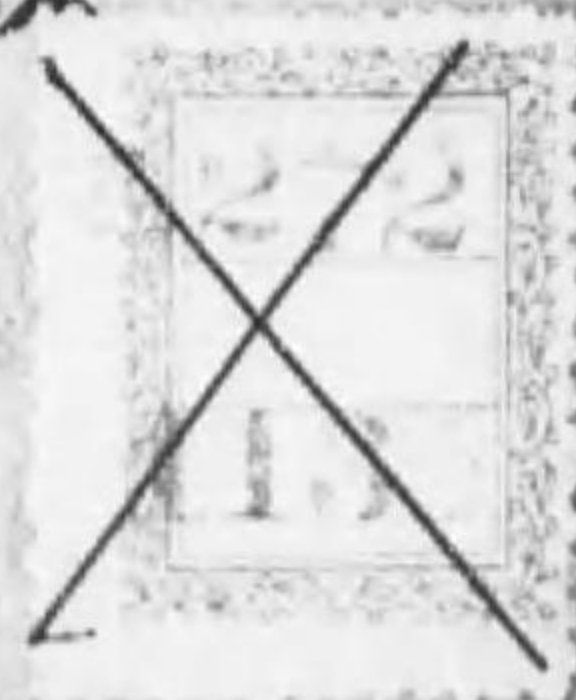
# 軍世救の本日

乎何はと  
やりあいつし爲と何



座銀京東

營々本日軍世救

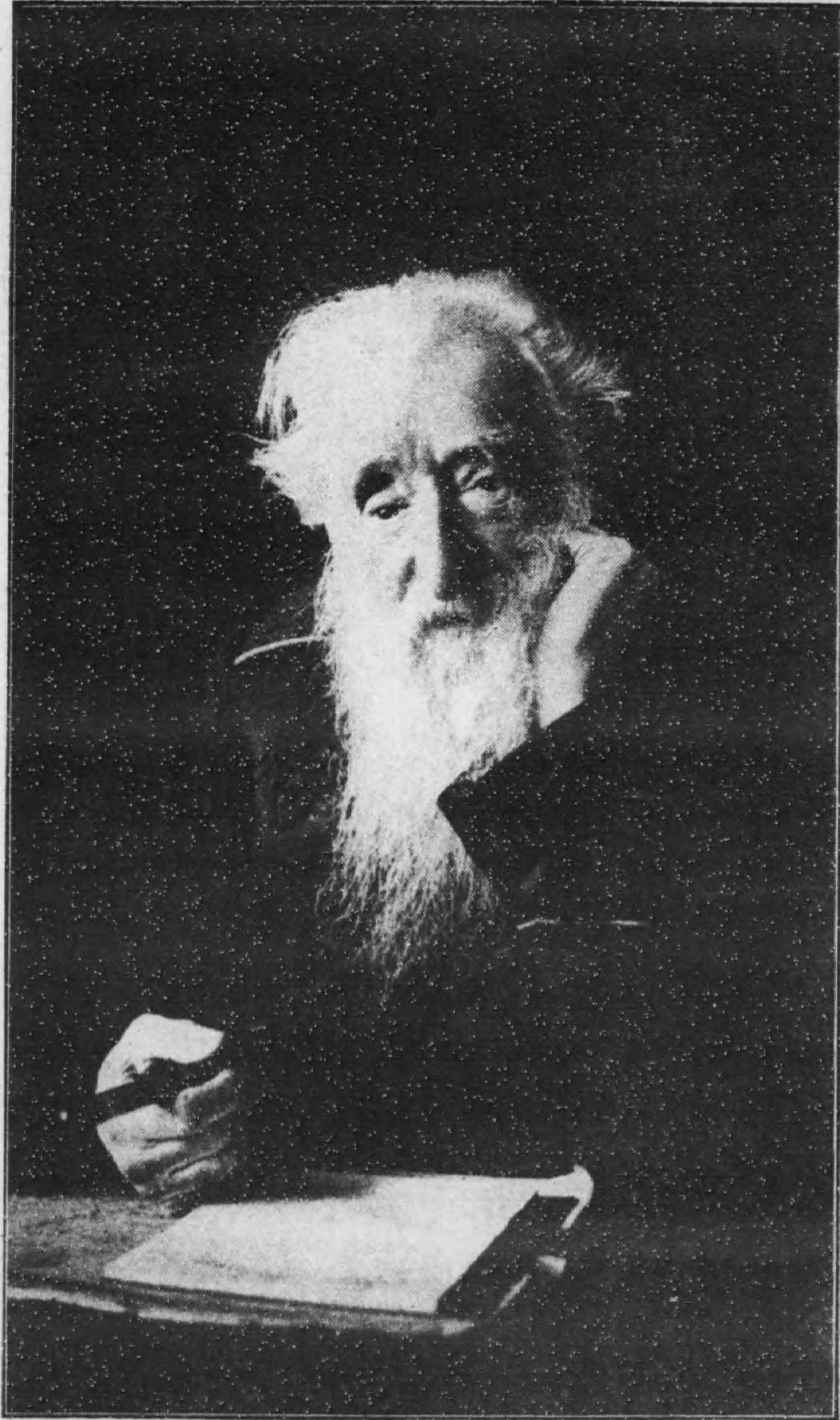


9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

# 始

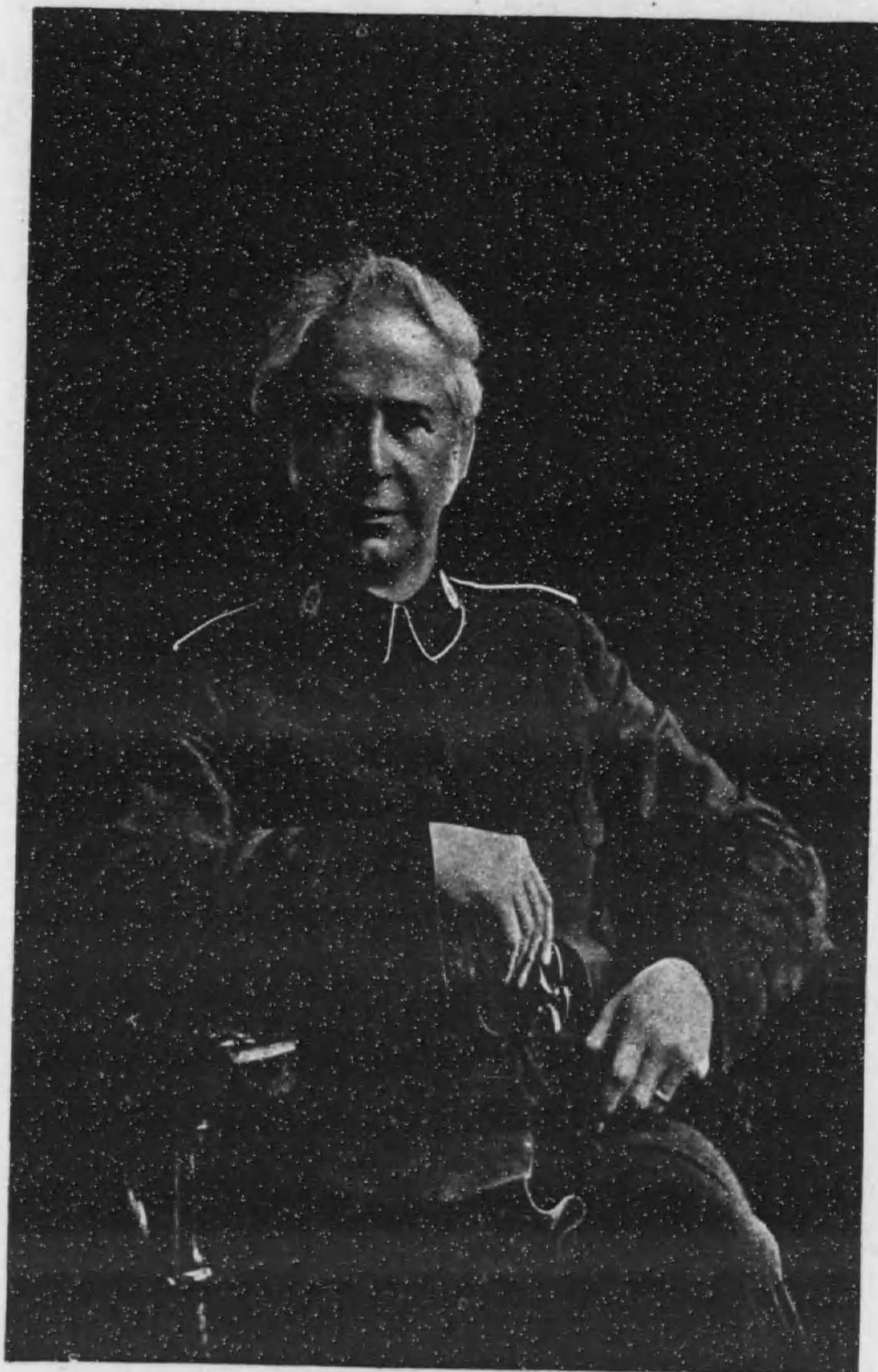


特11  
66



スーブ・ムアリオウ故將大者立創軍世救





救世軍總督大將ラエム・ブーフ

序

此小冊子は其名の如く、一通り日本に於ける救世軍の状況を記述し、凡て軍友及び讀者諸君が、一層明白に、此耶穌の名に由て營まるゝ事業を、諒解せらるゝの便に供したものである。

何も救世軍ばかりが、此ういふ運動に従事して居るのでなく、難い事には他にも同じ種類の働をして居る人々が少くない。又救世軍の事業は異種異様の需用を有する人々を残らず満足さする程、完璧に達したものである。唯々私共の力に及ぶ丈、手廣く、又入念に之を経営し、今後に於て更に大に之が改良發展を期待しつつ、奮闘して居る迄のものである。

此小冊子を讀む人々の中より、慨然として志を立て、身を以て此

正  
2. 9. 29  
内交

救世済民の義軍に投ずる者を起し、又金錢を以て此博愛慈善の事業を援助する人々の多く現はれんことを、只管期待するものである。

大正二年九月一日

少將 ヘンリー、シ、ホツダー

# 日本の救世軍

## 目次

一	救世軍の總督	一
二	世界の救世軍	三
三	日本の救世軍	七
四	日本々營	九
五	士官學校	一一
六	救世軍の宗教	一二
七	救世軍人氣質 (上)	一五
八	救世軍人氣質 (中)	一八
九	救世軍人氣質 (下)	二二
一〇	少年軍	二四

一一	免囚保護	二五
一二	刑状持の感悟	二七
一三	女囚の救護	二九
一四	廢業娼妓	三二
一五	東京婦人ホーム	三五
一六	海外醜業婦	三八
一七	育兒事業	四一
一八	失業者の救済	四三
一九	獨立獎勵制度	四五
二〇	今様オ子シモ	四七
二一	救世軍病院	四九
二二	貧民巡回救護	五二
二三	外米慈善賣	五四

二四	慰問籠	五五
二五	身の上相談	五七
二六	出版物	六〇
二七	神田の大火	六二
二八	克己週間と感謝祭	六四
二九	當局と救世軍	六五
三〇	天下の同情	六八
三一	記念事業	七一

(附録)

救世軍第拾七年度決算報告	七六
慈善救済部收支明細表	八四
在日本救世軍財團決算報告	八六

# 日本の救世軍

千里生著

## 一 救世軍の總督

「如何なる帝王、大統領、法王の死も、未だ曾て彼の死の如く、多くの邦國に亘りて多數の人々の心を痛ましめたるものはない。彼は同じ時代の凡ての教師、又基督信者に愈りて、基督に肖たる人物であつた」とは、米國の有力なる一雜誌が、救世軍の創立者にして又其最初の總督たりし、大將ウイリアム、ブースの昇天を惜みたる辭である。大將が英國倫敦市東部の貧民窟に身を投じ、救世軍の前身たる「東倫敦傳道會」を起されたるは、我が慶應元年にて、今から漸く四十八九年前の事であるに。其事業は見る／＼うちに英國の各地に廣がり、果は海外諸國に迄も及び。今日では五十八箇の異りたる邦國及び殖民地に、其血と火の旗を樹つる救世軍の大運動を見るに至りたる

は、眞に奇蹟の様な話である。

救世軍の此の如き目醒しき進歩発展に就ては、種々なる原因もあることながら、之を人間の側面から言へば、其創立者にして又最初の總督たりし、大將ウイリアム、ブリスの人格、力量、見識、奮闘、信仰等が、與かつて最も力あることは、何人も齊しく認むる事實である。

然るに其大將ウイリアム、ブリスは、我が大正元年八月二十日、日本に於ては稀世の英主 明治天皇陛下御崩御の約三週間後に、八十四歳の高齡を以て倫敦から數哩を隔つるハッドレーの森の住居にて、劍を横へて榮光の國に歸らるゝこととなり。遺命によつて其長子プラムエル、ブリスが、代つて救世軍大將の任に就かれたのである。何も唯親の子だから後を繼がれたといふのではない。其人物、徳望、才幹、共に人に優れ、且つ救世軍中に於ける各方面の經驗が誰よりも深いので、一番適任の人として此重き任務を擔當するに至られたものである。

此新大將の事に就ては彼國一記者の言に、「プラムエル、ブリス氏は救世軍のキツチエナー將軍として、必要缺く可からざる人物である。彼の統率の才と、鍊達と、又煩雜にして割の悪き軍務を甘受すること、なかりしならば、流石のブリス大將も其造り出したる各部の統一と安固とを保ち能はざりしならん」といふてある。彼は久しい間救世軍の參謀總長として、事實上總督の任務を行ひ、老大將をして後顧の憂なく、世界の各國に轉戦するを得せしめられた人物であれば。救世軍が彼の指導の下に、一層堅實なる發展を遂げ、愈々其本來の使命を全うすべきことは、我人共に信じて疑はざる所である。

## 二 世界の救世軍

今大正二年度の「救世軍年鑑」により、世界に於ける救世軍の立場を數字にて示せば左の如し。

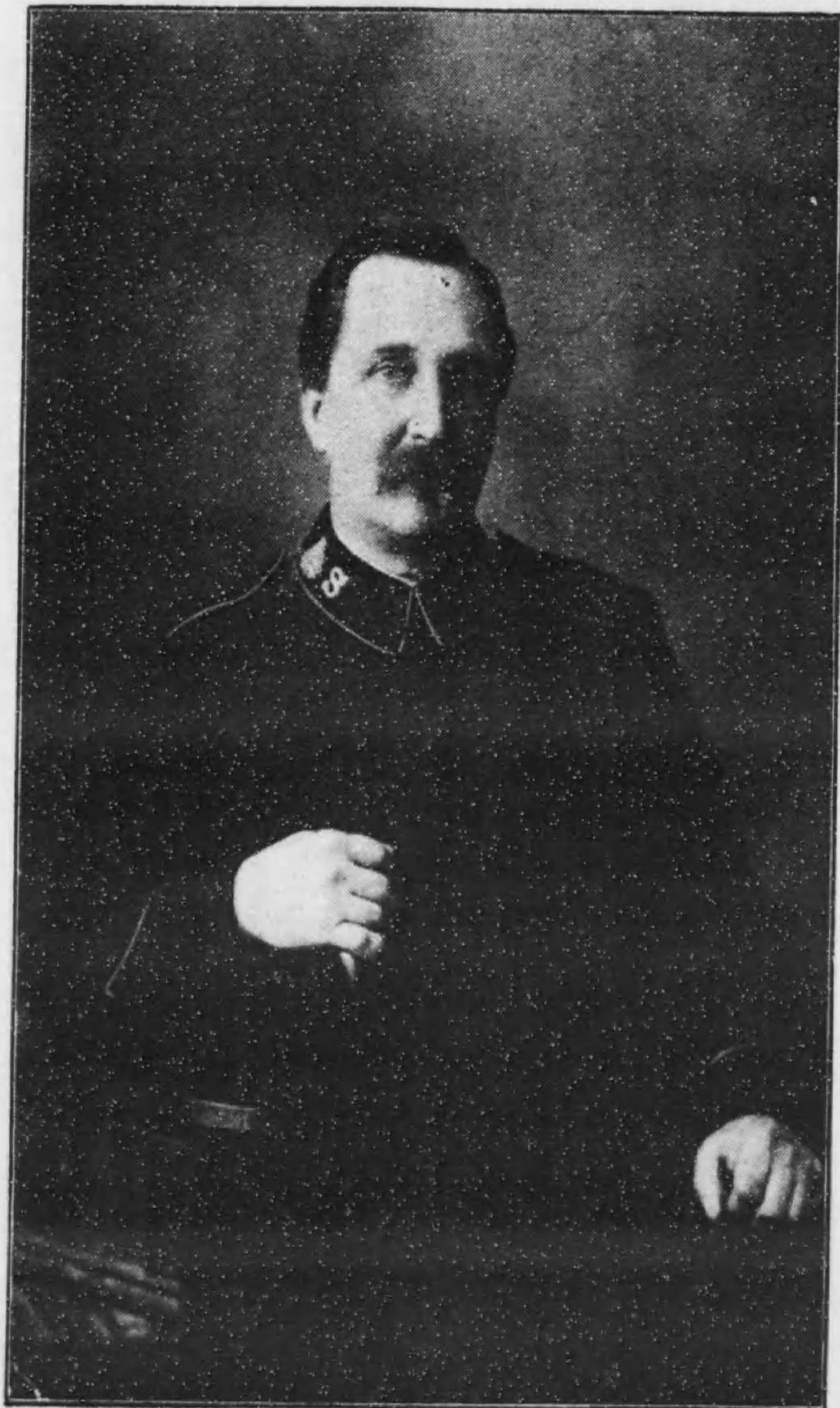
- 一、救世軍の働きつゝある國及び殖民地の數 五八
- 一、其傳道に用ゆる國語の種類 三四
- 一、小隊及び支部の數 九、一三〇
- 一、慈善救濟事業の數 一、〇四八



- 一、小學校の數 五五九
  - 一、海陸軍人館の數 一〇
  - 一、士官及び候補生の數 (慈善救濟部共) 一五、八七五
  - 一、軍屬の部 四、九六五
  - 一、慈善救濟事業部士官の數 二、六六七
  - 一、下士官の數 (大人部少年部共) 六三、七四二
  - 一、軍樂隊員の數 二五、五三七
  - 一、定時出版物の數 八二
  - 一、毎號の發行部數合計 一、〇二七、四〇四
- 別に慈善救濟事業部だけに就て、今少し詳細なる統計を擧ぐれば次の如し。
- 一、安宿及び安料理店の數 二六五
  - 内、安宿兼安料理店(男子部) 七八
  - 安宿兼安料理店(女子部) 二二
  - 安料理店(事業) 五
  - 労働者ホテル 一五一
  - 女工ホテル 九
  - 收容し得べき人數 二四、八〇六
  - 去一年間宿泊者の數 六、五九七、八〇三
  - 去一年間食事を給せし數 二二、二〇七、六四二
  - 一、授産工場の數 一八五

内、寄宿舍の數

- 授産場の數 二二〇
- 工場の數 三三
- 辦割場の數 一二
- 收容し得べき人數 六一、五一八
- 去一年間臨時又は常雇として就職せしもの數 七八、五七三
- 一、妊婦院の數 二五
- 收容し得べき人數 五三〇
- 一、農業部の數 二二
- 一、貧民窟屯所の數 一三七
- 一、其他の慈善救濟事業の數 一二九
- (此内に病院、村落銀行等を含む)
- 一、労働紹介部の數 五三
- 去一年間就職申込者の數 四三、六九四
- 去一年間職に就きし者の數 二九、二八九
- 一、出獄人救濟所の數 一八
- 收容し得べき人數 五二七
- 去一年間出獄人を收容せし數 二、六五〇
- 好結果を以て救濟所を退きし數 二、三三五
- 一、酒飲感化院の數 一〇



將少一ダツホ官令司本日軍世救

收容し得べき人数

一、育兒院の數

收容し得べき人数

一、兒童保育所の數

一、實業學校の數

收容し得べき人数

一、婦人ホームの數

收容し得べき人数

去一年間收容せし婦人の數

好結果を以てホームを退きし數

一、慈善救濟事業の總數

一、其爲に働く士官及び候補生の數

二八三

四三

一、九三七

二九

一五

八七五

一一七

三、三九〇

六、一六九

五、五二四

一、〇四八

二、六六七

數年前英國の名士アーノルド、ホワイトは其著「大なる思想」の中に、「若し倫敦市から救世軍を取除いたならば、新に七千人の警官を増すとも、今日程に其社會の安寧と秩序とを保つことが出來ぬであらう」と、言ふて居る。亦以て救世軍が、如何に彼國に於ける道徳上社會上の一大勢力であるかを想像するに足ること、思ふ。

### 三 日本の救世軍

救世軍が日本に開戦したるは明治二十八年の終のことであつた。最初の間は誤解、妨害、迫害、亂暴狼藉の中に圍まれ、非常の苦心をしたが。明治卅三年の夏、始めて「婦人ホーム」を東京に設け、廢業娼妓等の感化救済に着手するに至り、醜業者より理不審なる暴行を蒙り。それ等が本にて娼妓自由廢業問題の勃興となり、引續き娼妓取締規則の改正を見るに及び。世の中は一般に救世軍の存在を認め、又不完全ながらそれが正義に與みし、弱者の友となる團體であることを識る様になつた。越て明治四十年に至り、當時七十九歳の大將ウイリアム、ブースが老體を厭はず、遙々來朝して一ヶ月餘りの間、諸方に轉戦し、到る處最も有力なる演説講話を試みられたるは、我日本に救世軍の主義、精神、事業を紹介する無上の好機會であつた。其節大將は我が上一般の社會より未曾有の大歡迎を受けられたるのみならず、破格を以て救世軍總督の軍服着用の儘、我が 明治天皇陛下に御謁見の榮を得られたのである。その頃よりして社



救世軍日本書記官長山室大佐補

會の救世軍に對する注意と同情とは日増に加はり、進んで軍人となり、又は軍友となるものも年を逐ふて殖え、其傳道及び慈善救濟の事業は、共に著るしき進歩發展を見るに至つた様である。

目下日本救世軍の状況を統計にて示せば左の如し。(大正二年六月調)

- 一、士官及び軍屬の數 一五九
- 一、下士官の數 二五七
- 一、小隊及び分隊の數 六二
- 一、去一年間屋内にて營みたる集會の數 九、五四一
- 一、去一年間野外にて營みたる集會の數 五、六六一
- 一、去一年間兒童の爲に營みたる集會の數 五、七三〇
- 一、士官學校の數 一
- 一、婦人ホームの數 二
- 一、出獄人救濟所の數 一
- 一、勞働寄宿舎の數 一
- 一、慈善病院の數 四
- 一、去一年間機關新聞「さきのこゝろ」の發行部數 二、三三、九〇〇

#### 四 日本々營

救世軍日本々營は東京市京橋區銀座二丁目十一番地にあり、これは日本に於ける救世軍の凡ての活動の中心である。目下日本司令官は少將ヘンリー、シ、ホツダー氏（英國人）にて、三十年來救世軍の士官として奮闘を續けたる其元勳の一人である。日本に來朝せらるゝ前には嘗て和蘭の司令官を勤め、又長らく英國の各地に師團長として功績を擧げたる人である。其書記長官は山室軍平氏にて、之は日本の士官の中にて誰よりも早く身を救世軍に投じたる人である。本營は司令官部、書記長官部、戦場部、財務部、財産部、編輯部、少年部、商業部等に分れて居り。中佐ジョン、ダブルユー、ポーモント氏は戦場書記官にて、少佐ジエームス、チンデル氏は財務及び商業書記官、少佐矢吹幸太郎氏は又財産書記官兼戦場特務である。編輯部の中校指田和郎氏は機關新聞「ときのこと」の主筆にて、商業部に少校大本松治郎氏、戦場部に少校大野寛一郎氏等があり。其他各部に皆それらの士官が在つて、互に責任を分擔して居るので

ある。

別に「基督教の擴張、基督教的教育、及び慈善事業に盡力する在日本救世軍及び其地方支部に使用せしむる爲、土地、建物、資金其他の財産を所有し、管理し、贈與し、若くは賣買する」目的を以て設立せられたる、「在日本救世軍財團」は、同じく此救世軍本營を其事務所として用ゐて居るのである。

或人が故乃木大將に面會し、約一時間許り、救世軍の事に就て何くれとなくお話を申上げる。大將は默然として始から終迄深き注意を以て之を聞き取りたる後、「何にしる其宗教運動を軍隊組織でやる所が氣に入つた」と、言はれたさうである。此の如く救世軍は其宗教及び慈善救済運動を行ふに、世の最も敬活、剛健、勇猛にして且統一ある、軍隊の組織を以てするものである。而して我が日本に於ては、此銀座の本營が全國各支部の總司令部、又參謀本部になつて居るのである。

## 五 士官學校

孔子は「人能く道を弘む、道の人を弘むるに非ず」といはれた。救世軍が若し眞に能く基督の福音を以て我が日本の同胞を濟度し様とならば、どうしても先づ其爲に働く適當なる人物を得ねばならぬ。救世軍士官學校は即ち終生を献げて其士官となり、清貧勤苦に甘んじて救靈及び慈善の爲に奮闘する人物を養成する所である。場所は牛込區市谷本村町にあり、有名なる高力松を門前に控へた三階造の建物は其れである。校長は目下戰場書記官ボーモント中佐が兼任であれど、不日専任の士官が定まるべき筈である。少校酒井宗八氏等が之を輔け、別に司令官、書記長官等は毎週出席して特別講演を試みられることになつて居る。通常三四十人の青年男女が此處にて、聖書、教理、軍律、其他主として實際的の課程を學んで居るのである。大將プラムエル、ブリスは或時救世軍士官のことを「凡ての人の僕」と稱へられた。これは基督が「汝等の中大ならんと欲ふ者は汝等に使はるゝ者とならん。又汝等の中首たらんと欲ふ者は凡ての

人の僕どならん」と言はれた如く。彼等は人の上に立つて名聞利達を求めるとも、寧ろ社會のどん底にもぐり込んで、世の罪と禍とに惱んで居る人々の爲に、其奉事を屬む者だといふの意である。而して此ういふ人物を養成するのが即ち救世軍士官學校の目的である。

### 六 救世軍の宗教

人が若し救世軍の宗教は何んなものかと尋ねるならば、私共は基督の御言葉にある、「盲者は見、跛者は歩み、癩病人は潔まり、聾者は聞き、死たる者は復活され、貧乏者は福音を聞せらる。」といふ一句を以て之に答へるのが、最も適當であるかと思ふ。救世軍の宗教は救靈的、又心靈的である。救世軍は救と聖潔といふ二つの大切なる教理を主張する。即ち基督に由て罪より救はれ、聖靈に由て心を潔められ、眞に神様と一つになつた世渡をなすべきことを説くのである。救世軍の宗教は又實際的にして平民的である。誰をでも相手に布教傳道する中に、取分け大多數の茅屋の人民を目標に、

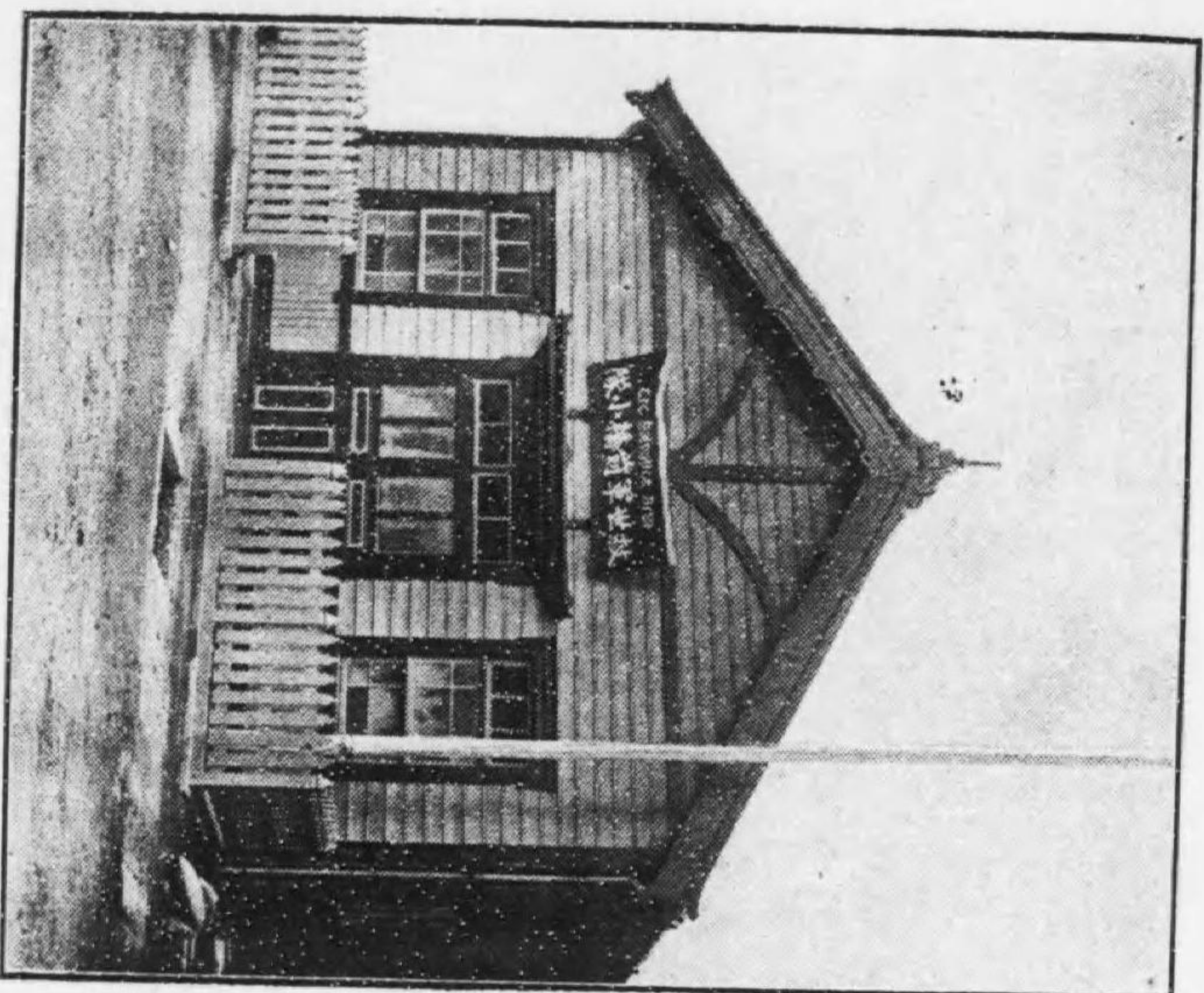
又其心に信する所は直ちに之を身に行ふべき事を教へる。救世軍の宗教は又戰爭的、進撃的である。自分達が有難い神の恵を経験するのを以て足れりとせず、進んで世の人を罪と禍との中より救はん爲に、奮闘力戦すべきことを要求するのである。

目下、東京、京都、大阪、神奈川、静岡、愛知、福井、兵庫、和歌山、岡山、広島、愛媛、福岡、埼玉、群馬、栃木、福島、宮城の諸府縣、及び北海道、南滿洲等に於て、六拾餘ヶ所の小隊及び分隊を設け、夜を日に繼で熱心に前言ふ如き特色を帯びた基督教を宣へ傳へて居る。其小隊長として直接救靈の事業に當れる老功の士官の中には、大校高橋勇吉、中校高城牛五郎、太田春治、高野定吉、齋藤茂三郎、大尉岡島太治郎、別所龜夫、村松愛藏等の諸氏がある。村松大尉は前に愛知縣選出の代議士たりし人である。

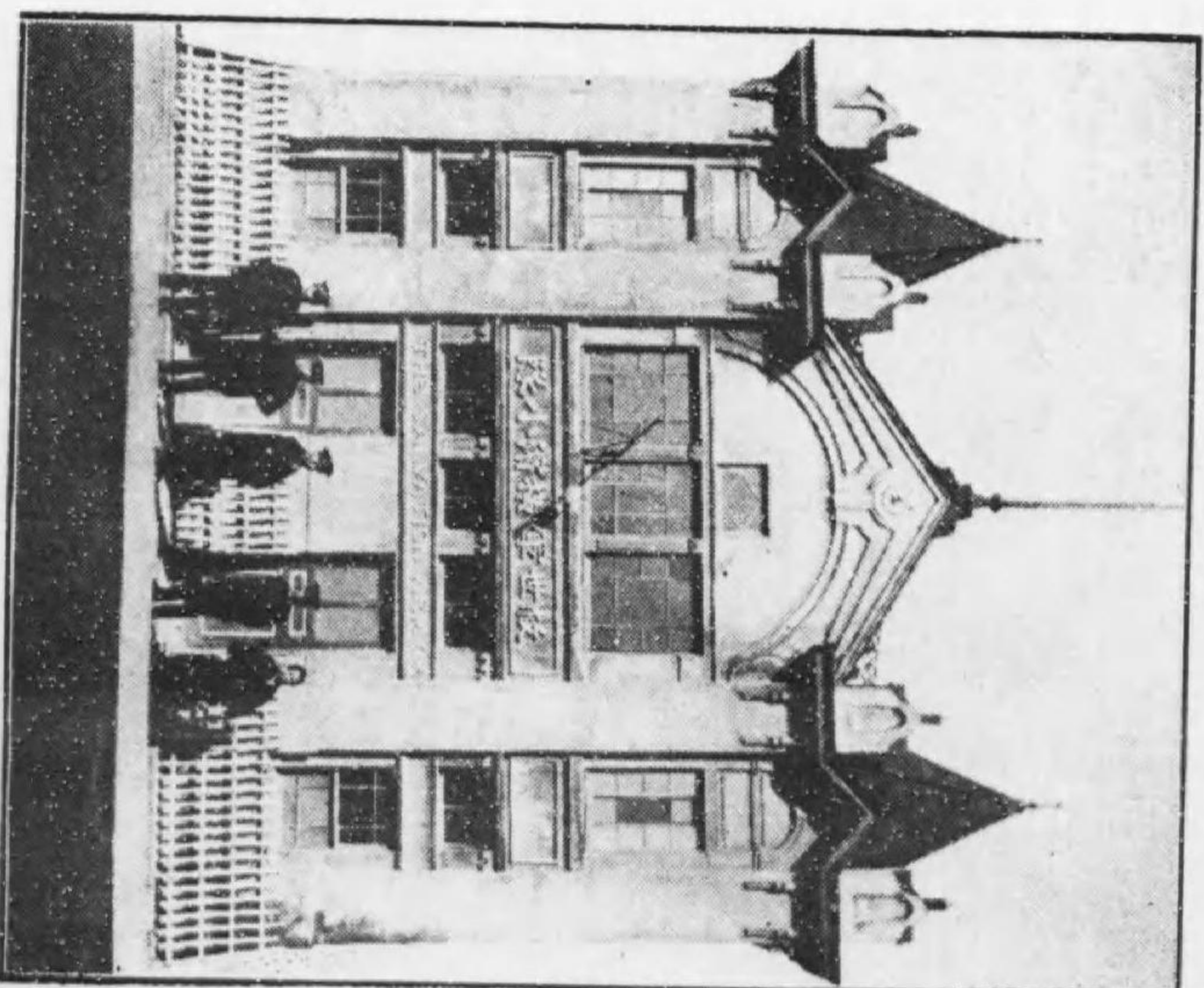
便宜の爲め目下、西部、東北の二聯隊を置き、中校一宮政吉氏は西部聯隊長として駿河の濱松より九州の福岡に至る間を監督し。少校植村益藏氏は東北聯隊長として武州熊谷より仙臺迄の各小隊を統べて居られる。

今左に在大阪の或小隊長から来た手紙を掲ぐること、致さう。

ハレルヤ。當小隊は天父の御助に依り、一勇戦仕居候。救の惠の種々なる方面に現はるゝことを見るは眞に感謝の至に候。今最近の出来事にて、殊に野戦にて救を求めたる人々の身の上二三を擧ぐれば、第一には六日間絶食の失業者にて、之は〇〇紡績會社に頼みて奉公させ申候。第二は婦人にて三人の子供を連れ、途方にくれたる結果、水津川へ投身せんとしたるものに候。第三は二十二歳の僧侶、自殺せんとして新世界公園内に悲泣し居りしもの、之は郷里越後國高田町なる實家に歸ること相成候。第四は松島遊廓内にて野戦の時救を求めたるものにて、前科三犯の窃盜犯、去七月三日放免、東京〇〇〇氏に引取られたる後、七日其地を發し、九日大阪に着き、中之島公園にて野宿をなしたるも、十日夜は元の窃盜をなさんと決心し、廓内にくり込みたる處なりしと告白す。これは十一日〇〇活版所に口入をなし、十三日に下宿を尋ねて身の落着を定めしめ候。今は眞實に前非を悔悟し、主の救を宣べて之を立證致居候。第五は徳島縣のものにて家庭の不和より煩悶し居りし人。第六は失業者にて之には賣藥行商の世話をなす。第七は〇〇軍曹が連れ來りし親子の病人にて、これは去三十日午後九時頃、住吉神社の境内にて脚氣衝心にて倒れ居りしを救ひ來りしものに候。先帝陛下御一年追悼會を閉る際、同軍曹より其由を聞き、早速服藥の手當と祈禱を以て救助せしに、幸に言葉を發する様になり、又歩行も叶ふ様になりし故、泉州貝塚なる母の家迄難波停車場より乗車させて送り還し候。〇〇軍曹は汽車賃を施し、凡ての面倒を見たるは實に救世軍下士官としての勤なり。別に三日分の藥を持たせて返し候。第八は去三十一日天滿橋筋長柄方面訪問中、河の堤に上りしに堤の根笹原の中に呻吟の聲する故、近寄り見るに炎天に照されながら、十二三の小兒、片手に銅貨六錢を持ち苦み居る故、病者と認め、尋ねたるに天賦羅を食べてこゝ迄遊びに來ましたが腹が痛くて歩けませんとて苦み居る。急性腸加多兒を起したるものと見し故、介抱なしつゝ住所を尋ねしに南長柄伊藤〇〇の次男〇〇十三歳と申し故、買ふて行き、其家を尋ねるに三丁許りにて直きに分る。靜臥の手當をなし居る所へ、折りしも賣藥行商人三



救世軍前橋會館



救世軍橫濱會館



人通りかゝりし故、呼び込みしに其一人〇〇〇〇といふ者入り来る。急病者の家の模様は昨年主人に死なれ、妻と五人の小兒と六人困窮の中に悲しみつゝ暮し居たるもの故、其次第を語りしに、彼は折柄賣廣めの廣告申を幸ひ、藥二種、代價三十錢なるを寄贈す。手當と祈禱にて病者は苦痛を忘れ、安かに睡眠せし故集り來りし長屋中の誰彼に救の福音を傳へ、神の愛を説きて歸るこゝが出来候。大なる業主の愛。心がけさへすれば幾らでも人に善をなし、これに救を傳へる機會はあることにて、神は唯其爲に働く人々の不足を嘆じ給ふことかき存候。

これは救世軍士官の生活の餘り目立たぬ半面を現はすに適當かと思ふ故、こゝに掲げたわけである。彼等は其教主と同じ様に「喪ひし者を尋ねて救ひ、」又「周く流りて善を行ふ爲め」に、世に生き存ふるものである。

## 七 救世軍人氣質

(上) 彼等は如何なる人なりしか

救世軍に入つて其兵士となる者の中には、學者も、無學者も、資産のある人も、ない人も、年寄も、若い者も、男も、女も、種々雑多の人々がある。併し乍ら救世軍は殊に大多數の茅屋の人民に目をつけて働く故、其團體に加入する者にも其方面に特別の

同情を有つ人か、又は自分自ら其方面に属する者が多く、中には餘所で見られぬ様な目ざましき改心の實歴談を有する人達も少くない。こゝに盤若の作と緯名をとつた一人の船大工があり、十二歳の時に運送屋に奉公したが一月ばかりで暇をとり、其次に縫箔屋に奉公したが三日目にそこを飛出し、經師屋に行つては糊だらけになるのが厭だといふて同じく三日目に遁げ、疊屋に行つては藁の埃が嫌だ、古疊をいぢるのが辛いといふて一ヶ月の中に逐轉し、次には器械工場に入つて仲間の者と喧嘩などしたが、こゝでは其主人が深切であつた爲め三年の間辛棒した。それから飛出して今度は木型師の弟子となり、千住に居つた時或日其家の弟子の一人をそののかし、一緒に遁亡したけれども別に往くべき先がないので、三日目にぶらり歸つて來ると、主人は大層腹を立て、殆んど氣絶せんばかりに歐りつけた。それを遺恨に思ひ、二尺程の刀を抜て主人を追かけたが、遁げられて斬ることが出来なかつた。それから最早千住にも居難くなり、横濱に歸つて兄の世話になるうち、愈々酒色に身を持崩し、果は身體に盤若の面を彫りつけて、亂暴して歩いたので盤若の作といふ緯名をとる様になつた。警察でも

注意人物として斷ず跡をつけさせた程であるが、それが或夜復しても、悪い場所に行ふと出かける途中、太鼓と軍歌とに引つけられて、救世軍の野戦に通るかゝり、終に會館に迄隨て來て、細々信仰の筋道を聞いた後、全く悔改めたのである。其以來これ迄の悪い行をやめて堅氣な稼人となり、稼高の中から博奕の爲に出來た五十圓許りの借金をも拂ひ。先頃は千住の舊主人の處へお詫に出かけると、主人は其救世軍兵士の制服を着た舊弟子の姿を眺め、人間も斯く迄に變るものかと、心の底から感心して、大層喜んで呉れたといふことである。

こゝに又飲む、打つ、買ふの三道樂に、浮身を賣した某といふ男があり。或時の如きは二人の友人と一緒に朝からちびり／＼飲み出して、晩までに到頭九升の酒を平らげた。そののみならず、酔ふた元氣で家に歸り、當時六十七歳の我が母を佛壇の金具で打ち据えた様な始末。賭博にかけては又二十年來、東京市中の賭博宿といふ宿を悉くまはり、後には自分の二階を賭博宿に用ゐたことさへあり。道樂にかけても亦随分と深入をなし、悪い病氣に罹つたこともあれば、親兄弟に愛想を盡かされて身の置場が

なくなり、女郎屋の妓夫太郎に迄落ぶれたこともある。それがあつた時圖らず救世軍の集會に出席して其罪を悔改め、以來一切の不都合なる身の行を改め、眞面目な一職工となつて、毎日忠實に其業務を勵んで居るのである。大將ウイリアム、ブースの言に、「眞一文字に靈魂に往け極悪人に往け」とあり。救世軍は殊に好んで此ういふ罪人の友となり、其救の爲に働くことを樂む團體である。

### 八 救世軍人氣質

(中) 彼等は如何なる人となりしか

然らば彼等が救世軍に入つた結果は、何ういふ人物になるかといふに、彼等は神の前に義とせられ、聖とせらるゝ結果、此世に對しては又自然に善良なる市民となるのである。いつぞや品川邊の或大きな會社に、一人の救世軍兵士が其職工取締として聘せられ、毎日工場の内を巡回して歩く。こゝに一人何時見ても蔭日向なく忠實に働く職工があるので、或日其男に對ひ、「お前はよく忠信に勉めて居る様だが、何か信仰でも

して居るのか」と尋ねると、「ハイ左様でござりまする」といふ。「何んだ、不動か、稻荷か」と問ふと、「救世軍でござりまする」といふ故。然うか、乃公も矢張救世軍だよ」といふて、兩人不意の邂逅を喜び合ふたさうである。關西の或地方では表具師仲間にて二人の救世軍兵士が出来た爲め、其發議にて去二三年來同業者の新年宴會に酒を用ゐることを廢め、それから後お互の風儀が大きに改まつたといふことを聞いた。福井縣の小西富右衛門といふ人は九十年來酒造を業とする家の主人であつたが、今から十二三年前、救世軍發行の「平民之福音」といふ書物を讀んで、「酒造業は罪惡製造業なり」といふ道理を悟り、反對迫害を凌いで商賣換を斷行せられた處が。何分中年過ぎて後に新生涯を始めたのであるから、一時は非常の難儀に陥り、容易ならぬ苦心をせられた甲斐ありて、追々家運も立直り、今は大阪邊にて其子達と一緒に仕合な月日を過して居られる。近頃同氏から著者に贈られた以呂波歌は左の如し、(中に粟酒云々といふ事があるのは、同氏が發明せられた一種の強い酒の名である。)

(い) いまでも酒造やめずに居たならば、どれ程罪を重ねたである。  
(ろ) 老年になりて愉快に暮すのは、酒造をやめた御座なりけり。

- (は) はかりなき神の恵みをいたゞきて、酒屋のあるじ禁酒家となる。
- (に) にぎやかな酒屋やめるは惜しかつた、されども後の心地よきかな。
- (ほ) ほうたうになる源は酒にあり、酒屋は罪の種まきをする。
- (へ) 平民之福音讀みて酒造業は、罪惡製造業と知りけり。
- (こ) 「ときのこと」手にさるるに酒の害、さいてあるのを見てはよろこぶ。
- (ち) ちゑもなく教育も無い身なれども、酒の害をば知りしうれしき。
- (り) 利益のみいふては酒屋やめられず、義理を知りては出来ぬ業なり。
- (ぬ) ぬすびきになるのも酒が手引なり、酒を賣る程罪さかばなし。
- (る) 流浪人ごころ出るさたづぬれば、酒のむ人の家に出るなり。
- (を) をそろしい酒は病氣の本となる、禁酒してこそ無病息災。
- (わ) 悪いこと皆やめさせてあたらしい、心たまはる耶穌にたよれよ。
- (か) 監獄に行く人たちをしらぶれば、十の七まで酒をのむ人。
- (よ) 世の中に心配苦勞多けれど、酒に關係無きものはなし。
- (た) たましひをほるほす程の罪さかも、大概はみな酒が手はじめ。
- (れ) 靈現は信仰により現はれる、酒屋やめたも神の靈現。
- (そ) そろくこのみならひたる酒ゆゑに、末は火つけや人殺しする。
- (つ) 罪さいふ罪はあれども酒つくり、酒うるほどの罪はあるまひ。
- (れ) れつしんに眞の神によりたのむ、救世軍に酒のみはなし。
- (な) なにごとも神にいのれば出来るなり、飯より好きな酒をよすのも。
- (ら) らん暴をするのは酒に本心を、くらまされたる人のことなり。

- (む) 昔から先祖代々酒つくり、罪をかされた心苦しき。
- (う) うかゞ酒をつくつて居た時の、罪のゆるしをいのるなりけり。
- (ぬ) 遺傳にて酒をすく人基督に、たよればさげがいやになるなり。
- (の) のんでくつて我まゝをしてしぬるなら、さりけだものさかばることなし。
- (お) おもしろい様でも酒のたのしみは、そのばかりであさばくるしい。
- (く) 九十年酒をつくつた家なれど、救世軍の家庭とぞなる。
- (や) やめてから氣がはれんゞさする故に、酒屋は罪な家業とぞしる。
- (ま) まだゞさ日のべをすればいつ迄も、悪い商賣やめる時なし。
- (け) けつこうな身も魂もきすものに、する毒藥は酒なりと知れ。
- (ふ) 不身持も不徳義もみな酒故ぞ、酒がなくなりやわざはひが減る。
- (こ) この世から地獄のやうな暮しする、酒のむ人の家は氣の毒。
- (え) えんりよなくめしあがれなごいふ人は、さもだちでないあたかたきなり。
- (て) 手も足もうごかぬやうな境涯に、おちるのはみな酒のためなり。
- (あ) 粟酒など造つて人にのませたる、むかし思へば悲しかりけり。
- (さ) 酒屋した罪人をさへひるひあげ、たすけたまふは神のめぐみぞ。
- (き) きよらかな世渡をする手はじめは、さげをやめるにしくものぞなき。
- (ゆ) 油断すな酒をのむ人すぐに早や、酒にのまれて身をばあやまる。
- (め) 迷信をすて主耶穌を信仰し、酒屋をやめてつみをすくばる。
- (み) 水と米ともに大事なものなれど、合はせて作る酒は毒なり。
- (し) 親類も愛想をつかす不孝者、酒飲む故に出来て来るなり。

- (ろ) 眠がほしてのみはじめたる酒故に、ふんまづらして睡ぐなりけり。
- (ひ) 日々に唯感謝のほかはなかりけり、酒屋をやめて後のわが身は。
- (も) ものごきをきまりよくするつもりなら、酒をやめるがだい一にこそ。
- (せ) せつかくの親がのばした身代を、湯水にするも酒のためなり。
- (す) すくひぬし耶穌基督によりたのみ、酒屋でさへもすくはれにけり。

### 九 救世軍人氣質

(下) 如何に救の軍を戦ふか

救世軍で其信者のことを兵士と呼ぶわけは、雷に彼等が自分で其信仰を守るのみならず、進んで世の人を罪より救はん爲めに戦ふ者だといふ意味である。所謂「救はん爲に救はれたり」とは此事である。先年も或有名な文學者の未亡人は、其女中が救世軍の兵士にて、大層忠實に働くのみならず亦其信仰が如何にも篤いのに感心し、自分にも終に基督の信者になられた様なことがある。大きな工場に勤むる救世軍の兵士にて、同じ職工仲間の有志を勧誘し、月に數回一緒に寄て聖書を研究し、又は講話説教會など催し、工場内に眞面目な氣風を造り出して居る如き例も少くない。備前の岡山には

年中其家の前に救世軍の新聞や書籍など掲げて、通行人に讀ませて居る一下士官があり。之を讀んで信仰に志した者も大部ある様に承知して居る。武州の忍、播州の明石、上州の柴其他では、又自分の職業を有しながら餘暇に一定の傳道に従事し、所謂屯田小隊を經營して居る下士官があつて、其成績は至つて良好である。此間も瀬戸内海の或汽船に三人の看守が五人の重罪犯人を連れて乗込むと、そこに救世軍兵士なる一船員があり、其犯罪人を見て氣の毒に思ひ、之に救世軍の出版物を與へ度と願ふたけれども許されず、船の着く迄貸し度と望んだけれども、それも出来ない。即ち船務の餘暇一時間ほど大聲に「平民之福音」と讀み上げ、又船客に信仰の話をして合せて彼の犯罪人に聞せて居ると。其中の一人は深く心を動かさし、涙を流して悔悟したといふ話を聞いた。貧苦の中に多忙の生活を營む男女の救世軍兵士等が、時間を都合して會館に出で、野戦に立會ひ、「ごきの聲」を賣り、證言を立て、其他種々なる方法に由て、自分が神から受けて居る恵を、亦他人に分たんとする有様は、眞に敬服に堪ざるものがある。

# 一〇少年軍

或人が故ブリス夫人に向ひ、「どうして貴女のお子様方は、揃ふて立派なお方にお成りでしたらうか」と尋ねると。夫人は答へて「それは悪魔の先を越したからであります。子供等が世間の悪い風俗に感染しない前に、早く宗教を教へたからであります」と言はれた。救世軍は此ブリス夫人の主義で、幼い兒童等に早く宗教を育を興へるといふて何も六つかしい教義や理論を説くのではない、唯兒供等が早くから天の神様を敬ひ、救主耶穌を愛し、不義に遠かりて義い事を行ふ者となる様に、教へ込むのである。其爲め日曜學校を經營するのは勿論、別に毎週二三回の少年軍集會を營み。又友愛會、青年團、小隊候補生團等の組織がある。小隊候補生といふのは將來救世軍の士官若くは下士官となるべき志望の青年男女に、其豫備教育を授ける制度である。左に「少年兵の約束」といふ軍歌をお目にかけることゝ致さう。

少年兵の約束は、

朝夕神に祈をし、

父と母とに順ひて、

烟草をすはず酒のます、

寄席や芝居に遠かり、

人をそしらす喧嘩せず、

ぬすみ賭事いまして、

いつもまごを口にいい、

人を愛して犬猫や、

さりさいへごもいたづらに、

苦めずまたなりの、

あつまりに出で基督の、

御教を聞き行ふが、

何より大事の務なり、

自らはげみまた神の、

助を受けて怠らず、

これを守りて世の中の、

兒供さちがふわざなせ、

善き事するはえらくなる、

唯一筋の道ぞかし。

## 一一 免囚保護

免囚保護「勞作館」は、日本の救世軍が最初に着手したる慈善救濟事業である。其創立は明治二十九年十月にあり同四十一年の秋牛込區赤城下町八十七番地に地所を買入れ建物を設けて、一層事業を擴張することゝなつた。最初から此部にて保護したる出獄

者の數は實に八百名に近い。今大正元年度に於ける其成績を擧ぐれば左の如し。

- 一、前年度よりの越員 三五
- 一、新に收容したる人數 六八
- 一、自活の途を得たるもの 四二
- 一、親戚知人に引渡したるもの 一六
- 一、退館を命ぜしもの 八
- 一、逃亡したるもの 八
- 一、死亡せしもの 一
- 一、年末被保護者の現在數 二八

明治天皇陛下御崩御の際恩赦を受け、勞作館に收容せられし者は合計二十三名にて内九名は職業に就かしめ、五名は親戚に引渡し、一名は自ら職を求めて去り、一名は病氣にて入院させ、残りの七名は現に勞作館に保護を受けて居る。中にも最初に引取つたのは、當時東京監獄にて受刑中の一支那人であつた。

被保護者は通常之を外部の勞働に服せしめ、仕事に出た日は必ず日常の内より金五錢宛を後の爲に貯へさせ、其殘額より精々食費其他を支拂はする規定である。又毎週二回宛宗教上の集會を營み、彼等の精神を修養し、其人格を改造して新生涯の門出を

なさしむることを努めて居る。但し個人も決して救世軍の信仰を強ひらるゝことはない。唯自ら進んで之を受入るゝに任せてある。

去年九月には、司法大臣より免囚保護事業獎勵費として、金五百圓を勞作館に交附せられた。目下館の受持士官は大校山田彌十郎氏である。

### 一二 刑狀持の感悟

勞作館で世話になつた出獄人の中に、今年三十七八歳の何某といふものがある。久しい以前近衛歩兵第四聯隊に居つた時、日曜日に外出して門限に後れ、二ヶ月と四ヶ月と二度の禁錮に處せられたのが犯罪の始めにて、終には自棄になつて強盜をなし、軍法會議にて有期徒刑十二年の申渡を受け、北海道の十勝監獄に護送せられたが。入獄中幾らか基督教を聞く機會を得、大きに自分の悪いことを悔悟したものであるから、出獄すると直ぐに上京して、救世軍にたよつて來たのは、去明治四十四年の始であつたが。數ヶ月勞作館に居る間に改心の實が著しく顯はれ、最早どこへ出しても間違ないと思

めらるゝに及び、之を或勤先にやり、且は其救世軍兵士となることをも許されたのであるが。其以來既に二年餘の間、如何にも實直に働いて雇主に十二分の満足を與へて居るのみならず、又毎週一回同僚と共に聖書研究會を催し、其人達の中から既に二三人の救世軍兵士となるものさへ出來たのである。

又先頃恩赦になつて福島監獄から放免になり、上京して勞作館に身を寄せた一人の男は。在館中悔改めて信仰の道に志し、今では市中の或商家に奉公して居るのであるが。其朋輩の一人が道ならぬ事を行ふて居るのを見て之に忠告した爲め、却つて其怨みを受けることゝなつた。或日主人の命にて何かの用事を其朋輩に傳達すると、朋輩は大層腹を立て、「おれは貴様から仕事を言付けらるゝ者でないぞ」と、言ひさま、小刀をとつて追ひかける故。喫驚して逃げ出す處を後から襟首を捉へて引戻され、仰のけさまに、ぶつ倒れた。すると朋輩は其上に馬乗になり、小刀を以て突ふとする故。左の手を伸べて之を支へると、朋輩は益々怒つて其手に喰ひついた。のみならず片手には傍に有合せたる鍔を取つたと見る間に、それを以て同人の頭部を亂打するといふ有

様。氣が遠くなつて居る處へ、家の人達が馳けつけて之を引放し、同人は直ぐに近所の醫者の處へ擔ぎ込まれたのである。醫者は其頭の血に塗れた傷と、左の手の齒痕とを仔細に吟味した後、「若し告訴するなら其積りで診断書を作つて上やう」といふことであつたが。同人は之を謝し、斷然告訴はしない由を明言した。其雇主は同人が斯る理不盡なる亂暴狼籍を蒙りながら、最後迄忍耐して正當防衛以上には何等の反抗をも試みず、又朋輩を告訴もしないといふ態度に感心し。懇ろに手當を加へて之を撈はると共に、一方では直ぐに朋輩の男を解雇して其始末をつけたといふことである。

### 一三 女囚の救護

東京に數個の監獄がある中にも、女囚を取扱ふのは唯市ヶ谷の東京監獄だけである。救世軍中に多年の経験ある中校曾谷千枝子といふ女士官は、毎度此東京監獄に出かけ、そこに拘留中の婦人達に面會し、其身の上を聞き取り、之が相談相手となることを許されて居る。然る後若し引取つて世話をすべき婦人がある時は、放免の際之を婦人ホ



ホームに引取る便宜を興へられるのである。  
 こゝに近縣の一少女にて早く両親を喪ひ、十歳の時から機械工女に住み込んだものがある。二十歳の時年が開けて當時在京中の兄から勧められ、上京すると其嫂は家が貧しいから是非茶屋女か、娼妓になつて呉れろといふ。厭だといふのを無理に慶庵に連れて行かれたが、遁げる様にして歸つたものであるから、それから後は大變に虐待され出した。仕方なしに横濱へ遁げて奉公口を探したが、保証人がないので甘く行かず、復上京して當途もなく、淺草公園をぶらぶらするうち、或深切らしい男に口説かれ、隨て行つて之と同棲することゝなつた。が數ヶ月の後其男には妻も子もある事が分り、飛び出して復淺草公園をぶらぶらするうち、そこへ來かゝつた男に陥られて或銘酒屋にたゞき込まれ。後病氣になつたのでそこを逐ひ出され、終に密淫賣となつて幾度もなく監獄に送らることゝなつた。併し今は引取られて婦人ホームに在り、新しい生涯を始めたいものゝ一心に勵んで居るのである。  
 これは救世軍が、何ういふ種類の女囚を引取つて居るかといふ一例に過ぎない。別に東

京監獄の門前にて差入物 扱業者等と軒を列べて、救世軍の出張所を設け、専ら出獄者の便宜を圖つて居る。中には密淫賣婦が變な身姿をして監獄を出て來る時、悪い男が着換を持參して門前に待受け、着物を取換へさせて連れて歸り、再び醜業を営ましむる如き例も多い故。救世軍では然ういふ場合に右様の婦人を該出張所に連れ込み、着物の一枚も着せて後、保護して親元に返すなり、又は婦人ホームに收容するなり、したい爲に、此出張所を設くるに至つたものである。  
 曾谷中校は又毎日東京市中の警察署を順繰りに巡り、そこに拘留になつて居る女達に面會し、又は頼邊なき女子を引取る爲に働いて居られる。各警察署が其爲めに與へらる、便宜は眞に感謝の外はない。現に此間も埼玉縣のもので十五歳の少女が、或紡績會社に働いて居るうち。其朋輩にて元銘酒屋に居つた者にそのかされ、迷ひ出て淺草公園の邊をぶらぶらして居る處を、或おでん屋に誘拐され。銘酒屋に賣られ、醜業を強られ、間もなく悪い病氣にかゝつて當惑して居る處を、馬道の警察署に擧げられ、同署から救世軍へ引渡さるゝ様になつたものがある。

## 一四 廢業娼妓

三十二

假令誰がどの様に申譯をしても、今の日本の公娼制度は明かに人身賣買制度である。借金の關係さへなくば決して淫賣などする氣のない婦人が、唯「前借金」に買はれた關係上、心ならずも醜業に従事して居るといふのは、今の娼妓の身の上である。娼妓取締規則に由れば娼妓は借金のある無しには頓着なく、いつでも廢業が出来る規定になつて居れど、實際は決して然ういふ風に行つて居ない。そこで廢業し度くも出來ない娼妓が手紙を救世軍に寄せ、又は自分で馳込んで來て廢業に關する助力を求め、様な始末になるのである。一昨年の吉原の大火以來今年の七月末迄に救世軍本營に頼つて來て廢業したる娼妓は、吉原四十人、洲崎三十一人、品川七人、新宿二人、横濱四人、千住二人、大阪三人、京都二人、藤澤一人、三浦三崎一人、計九十三人である。娼妓を廢業して救世軍に頼つて來る程の婦人には、何れも小説の様な悲惨なる物語が伴ふて居るのであるが、今それ等に就き、多くの實例を擧げて居る邊がない。唯一つ、

品川の某樓に身を沈めて居つた艶衣といふ娼妓の事を、お話し申上たいと思ふ。艶衣は相州横須賀の者であつたが、他に嫁し二人の兒を設けて後、夫に死れ、寡婦となつて其家に歸つて見ると。老たる母は病身な上に、二人の兒を育てねばならぬものであるから、心ならずも高利貸から數回に數拾圓の金を借り受けることゝなつた。段々借金の高が殖えるにつれ、心配でならぬ故、金策の爲とて遙々藝州の吳迄或知人を尋ねて出かけたが、矢張思はしいこともなく、絶望の餘り身投げをする處を警察官に止められた。そこへ遙々路用を調べて迎ひに來て呉れたのは、兼て自分に貸金のある高利貸の妻であつた。一先づ打連れて横須賀に歸り、好い奉公先があるからといふて、同人を品川に伴ひ行き、浮かりして居る間に娼妓に賣つて二百五十圓程の金を受取りたる儘、さつさと歸つてしまふたのである。斯くて艶衣は心ならずも數ヶ月間泥水家業を營むうち、其母は胃癌にかゝり、芝の慈惠病院にて死かゝて居るといふ報知を得、一目なりとも死目に會ひたいと切望したが、樓主に妨げられて果さなかつた。其頃艶衣の許にせつせと通ふて來る一人の男があり、或日其者の母と妻と二人にて艶衣を尋

ねて來ての話に、「彼が今の様に放蕩して居つては、間もなく家がつぶれます、何卒是非其異見をして道樂をやめさせて下さい」とのことであるから。艶衣は兩人を別室に待せて置き、其夜遊興に來た其男に異見をみると、男は大層腹を立て。母と妻とを踏んだり蹴つたりした揚句、終に硯を引寄せて三行半を認め、其場で妻に離縁を申渡しただのである。艶衣は此悲しい出來事を目の前に見て、よく／＼娼妓家業の罪深いことを感じ、到底ちつとして居られなくなつた故、即ち廢業の決心をして品川遊廓を飛び出し、救世軍にたより。後士官に伴はれて品川警察署へ廢業の手續をしに出頭すると、警察署では無斷逃亡の廉を以て之に二十日の拘留を申渡された。幸に法學士寺田四郎、西村辨之助の二辯護士が義侠的に其爲め盡力せられたる甲斐ありて、東京地方裁判所にては前宣告を取消し、唯罰金貳圓といふ申渡をせらるゝこととなり。艶衣は今一度堅氣の人間になることが出來たのである。

娼妓廢業の事に就ては、大尉伊藤富士雄氏は、殊に其係として日夜熱心に努力して居られる。先頃在東京の一貴女は殊に此運動を助ける爲とて、金五百圓を寄附せられたのである。

### 一五 東京婦人ホーム

東京婦人ホームは麻布區廣尾町に在り、明治三十三年八月の創立である。こゝには前に述べたる廢業娼妓、酌婦、藝妓、淫賣婦、出獄したる女囚等を收容し、又浮浪の婦人にて頼邊なきものを引取り、其世話をして居る。最初からでは此所に收容した婦人の數が六百名を越へて居る。今最近一年間の成績を擧れば左の如し。

- 一、前年度よりの越員 二二
- 一、一年間に收容したる人數 一六五
- 一、職業に就きたる數 八二
- 一、親戚父兄に渡せし數 七五
- 一、不結果 一〇
- 一、死亡せしもの 一
- 一、年末に於ける現在被保護者數 一九

一昨年の夏、妊娠中其夫に棄られた一人の婦人があり、忽ち身の振り方に困つて居たので、之を婦人ホームに收容し、愈々出産の際は芝の慈恵病院に入院して其お世話にならせたのであるが。丁度折柄、皇后陛下（今の皇太后陛下）の行啓があり、供奉の女官を通じて其生れたばかりの赤坊に、一箇の愛らしき京人形の恩賜を戴いたのは、今に至る迄私共が光榮の至と感佩し奉る所である。

こゝに又早く其両親を喪ひ、伯母の許に養はれて居つた一人の少女がある。高等女學校を卒業した後、伯母の金を竊み出しては芝居見物に耽り、果は家に秘藏してある古金などつまみ出して使用するといふ始末に、伯母は持餘して之を放逐したのである。乃で少女は止むなく本所邊の木賃宿に泊り歩くうち、世話する人があつて或淫賣屋の書記兼お針となり、終に自分でも淫賣をする様になり、警察の御厄介を蒙つたことも再三あつた。それを婦人ホームに引取つて世話をして見ると、最初の二月程は如何にも浮氣で大層面倒であつたが、三月目の頃より忽ち改心して追々眞面目な婦人になつたので。尙一二月保護を加へた後、或仲介者を頼んで伯母にお詫をなし、今一度其

家に返して貰ふことゝなつた。其以來同人は或看護婦會に入つて事務の方を勤め、餘暇に勉強して、先頃は終に産婆の免状をさへ取る様になつた。此分で行けば先づ今後に大した間違はないであらうと思はれる。

田舎から當途もなく東京に出て来る者の多いには閉口するのであるが、中にも年の若い婦人の無謀に上京する程危険なものはない。此間も二人の少女が上州の田舎から、ひよっくり上京して上野の停車場に着いた。後で聞けば二人共野良で草を茹るうち、急に東京に出度なつて其儘飛び出したのだといふ話である。幸ひ停車場で頼んだ車夫が救世軍の兵士であつた故、此んな婦人を其儘にして置くと、屹度悪漢の手にかゝるに相違ない。懇に忠告してこれを下谷小隊に連れ行き、それから婦人ホームに送つて来たのである。ホームでは取敢ず國許に交渉してやると、日ならず迎ひの人がやつて来た。しかも二人の中の一人は間もなく嫁入をする筈になつて居り、同人も別に厭ではないのに、どうして此んな氣になつたものかと、訝りながらに連れ歸つたのである。

各警察署にて此等に類する浮浪少女など発見する時、電話で交渉しては其保護を婦人ホームに托せらるゝは、眞に幸の事にて、私共は何卒此ういふ方面から尙一層盡力し度と希望して居るのである。

東京婦人ホームの受持士官は中校夫人指田静子氏である。

### 一六 海外醜業婦

東京の婦人ホームと共に、救世軍は今一つ同じ種類のホームを満州の大連に設けて居る。之は重に内地から醜業の目的を以て、満州に渡航して来る婦女子を救済する爲に設立せられたものである。明治三十九年の創立以來、こゝで世話したる婦人の數は合計七百餘人に達して居る。去一年間に於ける状況は左の如し。

- 一、前年よりの繰越人員數 一三
- 一、一年間に收容せし數 六四
- 一、親戚知人に渡せし數 五一
- 一、職業に就かしめし數 一七
- 一、病院に入りしもの 二

一、死亡せしもの 一

一、不結果 一

一、年末現在の被保護者數 五

現に今年の春、著者が大阪商船會社の汽船天草丸に乗つて満州に渡航したる時のことである。三等客の中にどうも誘拐して連れ行かれるのではないかと思はるゝ、數人の婦人があるのを見、事務長に相談して一夜三等室に行き、其船客の爲に一場の講話をなし。萬一満州に上陸の後意外の災難に出あふ様な人があつた時は、取敢ず救世軍に頼つて來られよといふことを警告して置いたのである。すると案の錠、船が大連に着て二日目のことであつた。まだ十六歳の一少女が警察署に飛込んで助を求め、「どうか救世軍にやつて下され」と願ひ出た。其事情を取調べられると、少女は他に二人の年長の婦人と都合三人、唯酒の給仕をする所謂酌婦のつもりにて満州に連れて來られ、着くと直ぐに小崗子といふ所の支那人相手の遊廓にたゝき込み、醜業を強ひらるゝことゝなつたので。忽ち船中にて聞たる救世軍の事を思ひ出し、隙を窺ふて逃げ出して警察署に投じ、漸く危険を免がるゝことが出來たのであつた。併し乍ら他の二人の年長の婦

人は其機会を失ひ、泣く泣く言はる、儘に身を墮したといふことであつた。淺ましい物語ではないか。

いづぞやも、警察官が大連市中を巡回するうち、二人の少女が塵箱を探して食物を求むる有様の、如何にも憐れなのを見て之を怪み、取調べて見ると、此兩人は姉と妹にて、名古屋の者であるが、藝者の見習として次から次へと賣り渡され、近頃大連に來た處が。其抱主が邪見にも、藝を覺えることが鈍いといふては度々絶食を命ずるので、空腹に堪えず、果は塵箱をあさつて食物を求めて居るのであると分つた。民政署では其二人の少女を取りあげ、これが保護を救世軍の婦人ホームに托さるゝこゝになつた。ホームの士官が少女に其身の上の事を尋ね、「お父さんは」と問ふと、「もう死んでしまふた」といふ。「お母さんは」と尋ねると、「四人あるうちの何れか」と問返した。次から次へと藝者屋の手に渡り、往く先々の主婦を「お母さん」と呼ばされて居る故、偶々「お母さんは」と問はれて、「四人ある中の何れか」と問返したなどは、如何にもいぢらしいことではないか。此二人はまだ漸く十三歳と十一歳とに過ぎなかつたのである。

大連婦人ホームは大連市飛彈町六十一號地に在り、其受持は中校田口富藏氏及び夫人である。中校は別に救世軍遼東部長として、半島に於ける傳道及び慈善救濟部の監理をして居られるのである。

## 一七 育兒事業

大連の婦人ホームでは、婦人救濟と共に亦育兒の事業を經營して居る。これは滿州に於ける日本人の發展と共に、漸く發生しつゝある孤兒、貧兒、棄兒等の世話をなし、又其養育に任ずるものである。或時一人の生れて二十日程過ぎた女兒を街頭に棄てあつたのを拾ひ上げ、ごこの何人の子か、又何んといふ名か分らぬ故、之に神野愛子と命名し、數ヶ月間面倒を見たる後、信用すべき人から望まれて之を其養女にやつたが、今も其人の許にて丈夫に育つて居る。

或時妻を喪ふた一人の大工があり、七歳になる男兒をどりのこされて處置に困り、毎月入用な費用は支拂ふ故、兒供だけ世話をしてくれる様にといふて頼んで來た。それ

にも拘はらず、其以來大工は兎角約束の仕送金を怠り勝であつたが、救世軍では叮嚀に  
 見供を育て、彼此するうち學齡に達した故見供を小學校に入學させたのである。或日  
 大工は道具箱をかついで外を通つて居ると、向ふから學校歸りの見供が走つて來る拍  
 子に、つまづいてそこに倒れた。「ごこのお坊ちゃんか知らねど、お可哀さうに」と、馳  
 せ寄つて抱き起して見ると、それが自分の兒であつた故。大工は今更の様に我が親と  
 しての務を怠つて居つたことを深く後悔し、其以後は神妙に約束の仕送金を拂込む様  
 になつた。

此事業は去明治四十四年の頃から、本式に着手したのであるが、其最近一年間に於け  
 る成績は左の如し。

- 一、前年より繰越人員數
- 一、一年間に收容せし數
- 一、親許知人へ渡せしもの
- 一、現在被保護者數

一七  
 六  
 一三  
 一〇

## 一八 失業者の救濟

東京市中に救世軍の労働寄宿舎が三箇所ある。これは何れも失業者を引取つて宿泊せ  
 しめ、之に労働の世話をなし、又行末、獨立自營の人となる様、精々世話をする場所  
 である。最も無謀に郷里を飛出して上京した青年にて、寧ろ歸國して其家業に精出し  
 た方が良好向は、及ぶ丈國許に交渉して歸國さす様に取計らふて居る。

第一、月島労働寄宿舎は京橋區月島通八丁目六番地に在り、これは去明治四十四年中、  
 金壹萬壹千餘圓を投じて建設したるものにて、其用地二百八十餘坪は東京市より特別  
 廉價の地代にて貸與せられて居るのである。こゝには約壹百人を宿泊せしむべき設備  
 があり、又折々寄つて精神修養をなすべき爲の會館も備つて居る。受持士官は大尉青  
 木賢次郎氏にて、斯方面の事業には熟練した人である。

第二、淺草労働寄宿舎は淺草區黒船町二十八番地に在り、明治四十三年十月に開いた  
 のである。四十人を容るべき設備があり。受持士官は大尉森清鹿夫氏である。

第三、神田労働寄宿舎は神田區三河町三丁目十一番地にあり。これは明治四十年一月に開いたもので、五十人を容れることが出来る。日本少尉が之を受持て居るのである。去一年間此三箇所の労働寄宿舎にて營みたる事業は左の如し。

- 一、宿泊者延人数 六五、四九五
- 一、職業紹介の延人数 四六、九八二
- 一、食事賄數(月島労働寄宿舎にて) 四六、五六一
- 一、前年よりの越員 一六七
- 一、新たに收容したる人数 九六〇
- 一、定業に就かじめし數 六八
- 一、親戚父兄に渡せしもの 一九五
- 一、自ら職を求めて去りし數 四一六
- 一、病院に入院したる數 五
- 一、不結果 二七五
- 一、年末現在數 一六八

いづそやも隅田河にそふた大通の或る大きな質屋の親戚に當る一青年が身を持崩し、道樂不身持に陥つた結果は皆んなから見はなされ、あちらこちらと長らくの間流浪した末、終に淺草労働寄宿舎に身を寄せることゝなつた。もとより初の間は唯暫くの隠

れ家のつもりで、此處に宿泊し、毎日言はる、儘に仕事先に通ふて、漸く食物に有附く位のことであつたが。彼此れするうち、毎度そこにて營まる、基督教の集會に出席し、話を聞くうち終に自分が神と人との前に大變な罪人であることに氣がつき、悔改めて救の恵を求めると同時に。無名で前の親戚に手紙を寄せて、我が今日迄の不心得の段段をお詫した。これを見て其家の主婦は飛び立つばかりに喜び、名前は書てないが屹度彼の青年に相違ない。と。急ぎ労働寄宿舎を訪ねて来て同人に面會し、互に手をとり合ふて、涙の中に其再會を喜んだのであつた。此ういふ事は此寄宿舎にて決して稀有の事ではない。又此處にて世話になつた人で、今は相當の地位に有つき、妻を迎へ、子を擧げて、可なりの生活を立て居るものも少なくない。

### 一九 獨立獎勵制度

労働寄宿舎には通常宿なく、職なく、病のない人を收容して、世話をする仕組であれど、唯それのみには非ず、彼等は概して腕に仕事の覺がなく、中には胸に労働の意志



を缺くものさへも少くない。然ういふことでは、中々此せち辛い世を渡つて行く丈で

證

一金拾錢也

獨立獎勵金  
救世軍勞働寄宿舎、

殿

本證ハ貴殿ノ獨立自營ヲ獎勵スルタメ贈呈スルモノナレバ下ノ條件ニ依リ其効力ヲ發生スルモノトシ且有効期間ヲ發行日付ヨリ滿貳ケ年以内トス

- 一、金五圓以上ヲ寄宿舎ニ預ケ入ルル事  
但所得賃金ノ内ヨリ預ケ入レタルモノニ限ル
- 二、一定ノ職業ニ就ク爲當舎ヲ退舎シ住居確定致サレタルトキ  
但住居ハ市内及接續町村ニ限ル
- 三、現金ハ確定ノ御住居ニ於テ本券引替ノ事

るわけには行かねど、今日迄の處では、其結果が至極好い様に見えるのである。

も大抵の事でなく、況して一本立になつて立派に身を立て行かふなどいふ見込は到底立たない。そこで、月島の勞働寄宿舎では近頃獨立獎勵制度といふものを設け、毎週一回其在宿者に上圖の如き切手を渡すことになつて居る。これは一面に於ては勤勉力行の精神を養ひ「手から口へ」の風を改めて多少の貯金をもなさしむると同時に。一面に於ては他日それを資金に一定の職業に就き、又は九尺二間の裏棚でも借りて、獨立自營の生活に入らしむる爲めの計ひである。始めてから尙日が浅い故澤山なことを語る

二〇 今様オ子シモ

別に滿州大連市敷島通に勤勉ホームと名くる一寄宿舎がある。これは東京に在る三箇所の勞働寄宿舎とは異ひ、何れも然るべき一定の職業のある人々が、寄宿して居る所である。明治四十四年の始に開始したるものにて、少尉大木準平氏が之を受持て居る。其最近一年間の成績は左の如し。

- 一、前年よりの越員 一四
- 二、一年間に新に收容したる人数 三四
- 三、他に轉ぜしもの 三一
- 四、年末現在員の數 一七
- 五、宿泊延人数 四、二九五
- 六、食事賄數 一、八一〇

滋賀縣の人にて某といふ者があり、大連に來て或菓子屋に奉公して居るうち、主人の金を三百圓程使ひ込んだ。主人は其男を勤勉ホームに連れ來り、保護を依托して言ふには。此度の事は容易ならぬ所業ではあれど、若し幸に救世軍の保護の下に改心して眞人間になるなら、表沙汰にしないで赦してやりたいとのことであつた。斯くて同人

は勤勉ホームに起臥をし乍ら、引續き同じ主人の許に通ふて居つたが、其間に救世軍の宗教を聞て其道理に服し、過去の罪惡を懺悔して基督を信仰する身となつたのである。それから後の同人の働き振は亦格別であつた。夜を日に繼で精々と商ひをして歩き、其歩合を貰ふたのを傍から主人に納めて、七ヶ月の間に早くも三百圓を辨償したばかりか。別に店の懸倒れになるべき筈の、二三十圓をさへも、我が身に引受けて支拂ふたのである。今は公主嶺の方へ移り、一箇の救世軍兵士として眞面目に毎日を過して居る。これは聖書のピレモン書にある、其主人に迷惑をかけた悪僕オネシモといふ者が、使徒パウロの導にて基督を信仰し、後には主人にも、パウロにも、どちらにも有用の人物となつたといふ話にも似て、いとも興あることである。

大連の様な新開地にては、殊に獨身者の爲に、外部の誘惑を離れた此種の寄宿舎が、極めて大切であることは、誰にも直ぐに認めらるゝ所であると信する。これ迄の奥町一丁目の家は手狭で困る故、去三月の初に今の敷島通廿四號地に移轉し、事業は日増に進歩して居るのである。



院病軍世救



舍宿寄働勞島月軍世救

## 二一 救世軍病院

明治四十年の春、故大將ウイリアム、ブースが日本に來朝の砌、貧民救療事業の需要甚だ急なるものあるを觀て取り、其爲一病院を設立すべき計畫を發表し、後英國一貴婦人よりの寄附金五千磅（約四萬九千圓）を贈られたるに對し。當方にては大隈伯、清浦子、千家男、澁澤男、尾崎行雄、中野武營、豊川良平、江原素六、島田三郎の九氏が、大將の意のある所を諒とし、これが爲に兩度の慈善觀劇會を帝國劇場に催し、其收入金八千餘圓を寄附せらるゝあり。別に小林富次郎氏よりの金壹千圓其他諸有志よりの寄附金を資とし。明治四十五年六月末下谷區仲御徒町三丁目四十五、六番地に設立したのが、即ち救世軍病院である。

院長は醫學士松田三彌氏、副院長は脇屋正人氏、病院附士官一名、女醫三名、看護婦四名、調劑員一名、雇員二名にて此事業を經營して居る。各専門の大家にて、顧問として必要なる忠告と助力とを假すべき事を快諾せられたるは、醫學博士遠山椿吉、同

河本重次郎、同 片山國嘉、同 金杉英五郎、同 田代義徳、同 青山胤通、同 木下正中、同 三宅秀、同 三宅鑛一、同 弘田長等の諸氏にて、醫學博士北里柴三郎氏も亦喜んで必要の助力を與ふべきことを約束して居られる。

元來二百坪程の地所を表は病院、中は院長宅、裏は看護婦室といふ風に、如何にも切りつめて用ゐてあるので、餘り多くベッドを備付る餘裕がない、併し入院を要する貧困なる患者の爲には折々三井慈善病院、共立育兒會等に紹介し、それと特別の便宜を與へられて居るのは、仕合せの至である。此病院の特色としては、晝間のみならず夜間に外來患者の診察をなし、又醫員、看護婦、産婆等貧民窟に出張して軒別訪問をなし、所謂巡回救護を行ふ体である。病院では又毎朝診察にかゝる前に禮拜を行ひ肉體上の醫療と兼て靈魂上の病氣の療治を試みて居る。

今救世軍病院設立以來、滿一年間の働を數字にて示せば左の如し、

- 一、外來新患者の數 二、六二三
- 一、外來舊患者の數 一一、八六六
- 一、他の病院へ紹介したる數 二七

- 一、施療患者の數 八三一
- 一、外來患者の延數 二七、三〇六
- 一、巡回救護に用ゐし時間 一、五八二
- 一、巡回救護の戸數 二一、四〇六
- 一、巡回治療をなせし患者の數 三二一
- 一、往診患者の數 一、〇七九
- 一、集會を營みし數 四一九
- 一、集會に出席せし人數 七、八二二
- 一、改心者を得たる數 四三
- 一、貧病者に衣服を給與せし數 一一一
- 一、貧病者に食物を給與せし數 四二
- 一、助産の數 九
- 一、結核新患者の數 三七〇
- 一、結核舊患者の數 二、一五一
- 一、結核患者の延數 五、三六一

救世軍病院では敢て施療を標榜しない。無論事實に於ては必要に應じて始終施療を實行して居れど、之は寧ろ内緒事として置いて、成るべく一日分の藥價金壹錢乃至五錢を支拂はす様に仕向けてある。これは其人々の自尊心を傷けない爲と、亦一つには幾分

か病院の維持を資くる爲に因るものである。  
此病院に關係して篤志看護婦の制度を立てあり、同情ある婦人にて其會員たる者は毎月一口金拾錢以上を寄附し、望に由ては時々病院内の看護學講習に出席し、又は醫員看護婦と共に貧民窟を慰問せらるゝ計ひになつて居る。

### 二二二 貧民巡回救護

萬年小學校の坂本校長の話に、「本統の貧乏人といふものは、其穿物さへ片々しかなないので、仲々外へは出られない。まして重病人に至つては固より寝たなり動けないのであるから、どうしても救世軍の様に巡回救護をして戴くに限りませう」といふことであつた。救世軍の巡回救護は貧民を其家庭に就て診察するのであるから、如何にも實際に適切である。貧民でないものを貧民と見違へて助け過す心配がないと同時に、所謂穿物の片々しかなない貧乏人、又は寝たなり動けぬ大病人を其病の床にて介抱することが出来る。而して心配のある者は之を慰め、心得違をして居る者は之を戒め、餓と寒

さに泣く者には之に及ぶだけ、衣食の助を與へることも出来るのである。

こゝに巡回救護の報告の中より其二節を抜書することゝ致さう。

◎公設長屋第〇〇號に河西榮吉(七才)といふ病人がある。四月上旬より腎臟炎に罹り、全身腫れ上り、顔面の如きは眼も開けない程腫れて居る。其父は職工にて、別に乳呑兒があり、親子四人三疊敷に住んで居るのである。三井病院に頼んで榮吉を入院させて貰ふことにはしたが、母が附添ふて行けば忽ち乳呑兒に困る。さりさて入院させれば見すゝ大病人を見殺しにする事になる。色々苦心の末、今度は乳呑兒を暫く共立育兒會に預かつて貰ふ事にし、幸にそれゝ其處置が出来た。

◎公設長屋第〇號に今上かな(五十四才)といふものがある。二ヶ月前からひどい心臓病にて命旦夕に迫つて居る。其夫は紙屑拾を業とする者であるが、毎晩裸襪を洗濯して置ては、朝出る時病人の枕頭に置てやる。これは病人が大小便に起きられぬからである。又仕事も成る丈近い所ですて、日中には必ず一度宛歸宅して病人の様子を見てやるのださうである。此憐れな事實が分つたので、病院からは同人が死ぬる迄、毎日一度宛特に看護婦を派遣して病人の世話をさせた。別に病院附の士官は亦同人を訪れて之に宗教上の慰安を與へ、愈々死去して後には其葬儀萬端の世話をしたのである。

◎三ノ輪の朝日館といふ共同長屋から、一人の婦人が赤坊を賣つて救世軍病院に診て貰ひに来た。が脊中から出る見るさ何時の間にか其赤坊が死んで居つた。病氣は麻疹であるから、これは大變さ、直ぐに病院から巡回するさ、其一長屋だけで十八人の麻疹に罹つた兒供があり、まだ誰も醫者に診て貰ふたものはないさといふことであつた。突當りの家では子供が二人枕を列べて麻疹に罹つて居る。一人は七才で、今一人は三才である。七才の方は二日前からであるが、餘程かせて来た。併し咳が出るし、それに下痢が劇しい。

◎三十三號といふのでは、子供が麻疹の後で肺炎になりかけて居る。二十四號ではツイ先頃三才の男の兒が

麻疹で死んだが、今尙十才の女の兒が同じ病氣に憐で居る。既に一人の子をなくした母親の心配は一通りでない。何んでも此長屋は八十二月の内六十一月だけふさがつて居り、帳面づらでは百五十三人居ることになつて居る。今度麻疹で死んだ子供が此長屋だけで三人ある。

是等は皆巡回して行つて手當をすればこそ、世話の出来る病人である。巡回救護の必要はこれでも分るごと、思ふ。

救世軍病院では又結核患者の保護指導に任じ、折々諸所に出張して結核豫防に關する講演をなし、好果を收めて居る。

### 二三 白米慈善賣

明治四十五年の夏、折柄米價の非常なる騰貴の爲め、貧民は饑に泣く窮境に陥つた有様を見るに見兼ね、救世軍では外米慈善賣といふ事に着手した。即ち上等の外國米にて代價一升金貳拾壹錢位のものも多く仕入れ、原價を切つて一升金拾六錢宛に、貧民窟の眞中にて賣出すこととなつたのである。其都度市立特種小學校の一部を借受け、之を使用することを許されたのは、大なる便宜であつた。淺草の玉姫小學校にて、四日

間に、三千七百七十一人に對し、六十九石三斗九升五合を賣捌きたるを手始めとし。次は本所の三笠小學校にて三日間、二千八百三十九人に對し、六十三石八斗二升五合。次は芝の新網小學校にて二日間、七百二十二人に對し、十五石八斗三升五合、最後に下谷の萬年小學校にて三日間、五千八百三十三人に對し、五十八石三斗三升を販賣することが出来た。以上合計一萬三千六百六十五人に對し、二百〇七石三斗八升五合の外

米慈善賣を行ひ得たるわけである。

此催しに對し或慈善家は最初に金五百圓を寄附せられ、深川の岩崎清七氏、銀座の佐佐木玄之助氏、芝の升田定次氏、其他種々同情を以て之を助けられたるもの多く、婦人矯風會にては又大會の席上、特に其爲に金を募つて之を寄贈せられたのである。

### 二四 慰問籠

救世軍は又去明治三十九年以來、年越の難煮の食へない人達に毎年末餅や蜜柑、手拭、齒磨、宗教上の小冊子など入れた、所謂慰問籠を配附する運動を營んで居る。それも

成るだけ施與を受ける氣のしない様にと、餅は紅白の揃にし、之をお歳暮又は御年始の意味にて、貧民窟の家々に送り届けるのである。其大正元年度に於ける成績は東京にて三千五百戸の貧家に對し、約金壹千五百圓の價格の物を配附した外に。横濱、福島、名古屋、金澤、京都、大阪、神戸、岡山、廣島等、各支部に於ける同様の催しを合算すれば、少くとも五千戸、貳萬人の貧窮民の爲に其年越を祝ふたことに當つて居る。其爲め入用の資金を作る一法として、所謂慈善鍋を街頭に釣す事は、今では東京の年中行事の一つの如く見做さるゝに至つた。其事に就き、いつぞやも文學博士三宅雪嶺氏は「日本及日本人」雜誌に一文を掲げ「救世軍が東京市中十箇所に慈善鍋といふを設けて、往來の人の零碎なる義金を集め、餅に合せて慰問籠を貧民に贈りしは、時に取りての好趣向にして、豫め掛員を戒め、施與らしき顔すべからず、受けたる者をして依頼心を起さしむべからずといへる、注意の宜きを得たりと云ふべし」と説き起し、此催しを以て「適當なる人の適當なる事業」とせられたのは、私共が面目の至と感じた所である。

別に正月早々、救世軍の慈善救濟事業部に世話になつて居る人々を一つ所に集め、腹一ぱい安部川餅と汁粉とを御馳走した後で、救靈の集會を營む、所謂安部川デイの催しには。一人で安部川と汁粉とを合計十九杯ペロリ平らげた豪傑もあり。最後の祈禱會には、進み出て救の惠を求むる者が三十七名に達したのである。

### 二五 身の上相談

救世軍本營には口頭又は文書によりて、種々身の上の相談をする者が引きも切らず。夫に棄られた妻、家出をした息子、職を失ふた者、不義理をした者、病苦に悩む者、悪習に陥りたる者、悪人に附纏はるゝ者、食ふに困る者、泊るに所なき者、事業に失敗したる者、煩悶に沈みたる者、自殺を企つる者、其他罪と禍とに苦む者、さては醜業婦、囚人等、異種異様の人々が、其身の處置に就て、忠告なり、保護なりを求めて來るのである。今左に其一二の實例を掲げること、致さう。

前略 誠に恐れ入り候得共、思ふ様に外出も相成兼候へば、取敢ず手紙を以て御依頼申上候。さて私事は水

戸市………の姉にて、去る四十年を以て九段中坂上………女學校を卒業の後、裁縫專科として勤務致し居候も、昨四十五年三月父を失ひてより自分としての目的も叶はず、家事向きも思ふ様になられば、決心奮發にて、昨年末に上京致して、當家山田はる方（松本家といふ藝者屋）にお針奉公に住み込み候處此程に至りては、こゝまでも務めれば成らぬ事と相成、實に心もさなく候て泣き暮し居候。どうぞ、先生の御救助を頂きて私立の小學校裁縫科か、裁縫學校にても、いづれにても決して俸給は望まず、就職方を御依頼に及び候。其餘暇を以て苦學致したき決心に候。細々と御話申上度候も、うす暗き所にて認め候へば御不禮の數々御宥し下され度伏して御依頼申上候 敬白

これは小學校で裁縫科の教師迄して居つた婦人が、今一度志を立て上京した處、相當の口がなくて圖らずも藝者屋のお針となり、果は箱屋まで言ひ付らるゝ身の上となり、當惑の結果相談して來たものである。一時婦人ホームに引取つて置いて國許とも交渉した末、一先づ郷里に歸る都合になつたのである。

こゝに一人の男子があり、滿州の或會社に勤めて居るうち、肺患に罹り上役からの許を得て暫く内地に休養することとなり、妻子を東京に置き、自分は房州の海岸、又は鎌倉邊に出養生して居つたが。もとより貯へのある身でもなき故、會社及び同僚から或程度迄の助力はありながらも、生活上に餘程の困難を覺える様になつた。そこで

其妻は或日救世軍本營を尋ねて、其身の上の相談をしたのであるが。救世軍ではこれに多少内職等に就ての世話をなし、又其夫の方は之を鎌倉の惠風園に紹介し、之に宗教上の書物など贈つて慰安を試みたのである。左に掲ぐるは實際本人から參つた手紙の一節である。

御親切なる御手紙難有拜見致しました。御手紙を拜受しましてから其御手紙を日に二度位拜見致して居ます。又過日家内より送附されました貴下の著書平民之福音を少しづつ讀んで居ります。私は去九日貴下の御手紙と平民之福音とを讀みながら涙が零れました。それは第二章第四節「人は自らを救ふこと能はず」といふ中の四十九頁に「心こそ心迷はず心なれ、心に心許すな」の古歌を讀みて弊私の胸に響へました。又貴状中「見えざる大能の御手が云々」とありましたので、大なる恐怖心が誘ひ出した涙でありました。尙福音を讀み續けまして、第三章第三節「今は恩惠の時、救の日なり」の頁を拜讀して、病癪に座して神様に今迄の懺悔を致しました。過去に於ける私の歴史は窮乏、貧苦に攻められまして、牀の丈夫の時には力戦して切り抜けてまいりましたが。今度の病を獲ましてから苦みに明け、悲みに暮れ、夜もまごろまぬ事さへ度々で御座ります。精神を以て肉軀を支配すてふ格言もありますので、病に打克たればならぬと常に思ふて居ります。少し平常に異なる病況の時には、最早病にまけて前途を悲觀致します。私の家族は老母一人、妹二人、妻及小供二人、都合七人で私が働き手なのです。私に頼られては母並に兩妹のみならず、妻や小供の行末が怎うなるだらうと思ひます。言ひ知れぬ涙が下つてまいります。私は私一人で此病氣を治す事が出来ません。又後とも一人で世を渡る事も出来ません。當に神様に御すがりして私の行く途を伺はれば到底此の世の中は一步も歩けぬ事を自覺致しましたのは四月九日の午後六時でありました。（下略）



同人は靈魂上に安心を得ると同時に、其肉體上にも目に見えて健康を恢復する様になり、一家に新しい望と喜を得たのである。

## 二六 出版物

演説や説教の聲の届かぬ所迄、入り込んで福音を宣べ傳へるものは宗教書類の力である。救世軍は月二回発行の機關新聞「ときのある」、月一回発行の「少年兵」と共に、又數十種の書籍小冊子等を發行して、専ら人を救ひ世を濟はんどの目的にて盡して居る。數年前此書の著者が京都の同志社に立寄つた時、一人の學生が竊と来て一通の封書を私の手に渡して去つたのである。後にて之を開いて見ると、中には大略左の如く認めてあつた。

私は廣島縣の者であります。或理由により當同志社に入學し、後基督信者となりました。私の父は其兩親に不孝なるものにて、酒に耽り、不品行をなし、更に人の諫を用ゐず、それでも故郷の地方にては村長や町長を勤め、一人賣い様なつもりで色々氣儘の事を行ひ、終に四萬圓程の金を費ひました。私の實母は死ましたけれども父は別に歎きもせず、間もなく今の妻を納れ、矢張放蕩を續けて居りました。私は父の爲に涙を流して其改心を祈り、色々善き人の教など報知すれば共更に心を動かさず、基督教の新聞を送れども更に見向きもせず。私の悔改の始末を書いてやつた時だけは、多少感じを起したといふ事でありすが、最後に「ときのある」を読んで自分に感心したものです。引續き之を父に送ることに致します。父はここに至りて始めて悔悟の念を生じ、終に或基督教信者を尋ねて行て道を開き、全く改心して飲酒放蕩をやめ、これ迄違ふ眞面目な人間となりました。前には一升の酒も猶足らざりし父が、既に二三月以上唯一滴も酒を呑まぬといふ有様にて。自ら申しまするには、これは私の力でない、全く神様の力である。又自分が今より十年早く此救の道を知つたならば、どんなに幸福であつたらうかと思ひ。せめては今からでも志を立て布哇に行き、彼地にて一と暮らして老たる兩親の御存命中に、今少し孝行を盡し、又我が子の教育をしてやり度と言はるる様になりました。私は此等の報知を受取りたる時、其手紙を胸に當て泣きつゝ神様に感謝しました。私は神様の力の非常に大なるものであることを感じました。而して世の中の私と同様に、不幸なる親と親戚を持って心配して居る人々の爲に、熱情を以て祈禱致しました。

別に「感謝狀」一通を添てあり、「斯く我が父の救はれたるは、全く神様と次に「ときのある」の導である故、此御恩は死すとも忘れず」と認め、之に血判してあつた。其後此青年は首尾好く同志社の専門科を卒業して社會に出で。其父は又布哇にて相當に身を立つるに至り、それに就ても自分と其家族の今日あるは、全く救世軍出版物のお蔭であるといふて。引續き「ときのある」其他の出版物を日本から取寄せ、之を彼地

在留の同胞に讀まする爲に力を盡して居られるのである。

北海道には「五十二文集朗讀屋」と綽名せらるゝ一兵士があり、年中ブース大將著「五十二文集」を持って歩き、折さへあればそれを讀んで聞かせて傳道して居る。埼玉縣には「禁酒の勸め」を讀んで癖の悪い酒がやまり、其のち月一回禁酒主義の新聞を出して、同じ實行を其地方の人々に勸めて居る人がある。又伊勢の庄野といふ所には「平民之福音」と他に一二の書物を讀んで感動し、三百年來酒造を業とする舊家であるにも拘らず、斷然轉業して製絲業者となり。日曜日には以前酒倉であつた所を取片付、基督敎の集會所に用ゐて居る人がある。別に救世軍の出版書籍を讀んで、獄中にて悔改めた人々の自ざましき物語等多くあれど、今これを掲ぐ可き餘白がないのは残念である。

## 二七 神田の大火

大正二年二月神田の大火は實に非常の慘事であつた。然も其火元が救世軍の大學殖民館であるやに考へられたに就ては、實に何んとも言へぬ苦痛を覺えたのである。火元

の如何はさて置き、兎も角も救世軍の大きな建物に逸早く炎上して、火の子が烈風に煽られ、遠近に飛んだといふ點に對しては、如何にも心苦い至である故、早速其點に就ての謝罪文を公けにする事になつたのであるが。それに對する社會の同情は實に大なるものがあつた。私共は唯々感泣して之を謝する外はなかつたのである。然るに其後に至り、追々有力なる見證人が現はれ。火は大學殖民館の内部から出たのではなく、却つて外部から燃えつく所を實見したのであると、こもく來りて其事實を告げらるゝに及び。救世軍に於ては乃ちそれ等の聞書を資料として合計四十枚ばかりの調査書を作り、之を警視廳に差出すことゝなつた。之を警視廳にのみ差出して、一般に公けにする事を差控へたわけは、どこ迄も此事に關する其筋の公明なる裁斷に信頼したい積であつたからである。其以來半年餘の今日、尙火元が救世軍であつたといふ其筋からの言渡を聞かないのを見れば、恐らく然ういふ事實を認められない爲であらうと、私共は信じて居るのである。

折柄在倫敦の萬國本營よりは大將ブラムエル、ブースが、此大火の事を聞て大なる同

情を表せられ、其爲め金四千圓を寄贈せられた故、日本々營に於ては取敢ず半分、即ち金貳千圓を坂谷市長に托して市の罹災者救護費の内に加へられんことを請ひ、残り金貳千圓を以て、救世軍自ら殊に成るべく生業扶助の方針にて、箇々の貧困なる罹災者を尋ね、これが救助の爲に盡力する事となつたのである。

### 二八 克己週間と感謝祭

毎年春先に克己週間といふことを守り、内輪の者が銘々身をつめて惜い欲いの慾に克ち、一週間儉約して得たる金を喜捨すると同時に、亦廣く天下の同情ある方々よりの寄附を求め、斯くして得たる金を救世軍の傳道及び慈善事業の爲に用ゆることになつて居る。其大正二年四月に守りたる克己週間の成績は實に金壹萬〇百四圓に達し、之を其一年前の成績に較ぶれば一割強、五年前に較ぶれば二倍、十年前に較ぶれば五倍の進歩を認められたのである。

又毎年の秋に感謝祭といふことを守り、御恩報謝の心より銘々献金集金をなして、同

じく世の罪と禍に悩む人々を濟度する費用に供することになつて居る。其大正元年度の成績は金七千五百參拾五圓にて、其前年に比し實に金千四百圓の増額であつた。救世軍が毎年春と秋とに此等の催をする事を熟知し、心待に待つて居つて之を助けらるゝ同情者の、年々に殖て居るのは忝けない事である。此春の克己週間に千葉の或婦人は金五圓を寄附すると共に、其金の出所に付、左の明細書を添へられた。

- 一金五圓也 此内譯は左の如し
- 一金六十錢也(九十錢にて南蠻十杯取る處をカケにて濟ませ)
- 一金四十錢也(四月分車賃)
- 一金三十錢也(三月廿五日より髮結を休みて)
- 一金十八錢也(四月分女學世界を休みて)
- 一金三十錢也(八十錢の半襟を五十錢の品にて間に合せ)
- 一金一圓五十錢也(花見小遣)
- 一金一圓也(主人より)
- 一金三十四錢也(妹より)
- 其他

北海道の某氏は金壹圓拾錢に左の手紙を添へられたのである。

私共の常食は麥に黍の粉ですから、又農民ですから、食をつめることも出来ません。私の克己は八里の道を泊らないで行き戻りをなし、宿賃五拾錢、他にシャツ一枚代五拾錢子供の菓子代拾錢であります。

## 二九 當局と救世軍

大將ウイリアム、ブースは或時「救世軍は萬人の友にして、又善良なる政府の友なり」と言はれたことがある。救世軍が眞實を盡して、人を靈と肉と兩方面の悩みより救はん爲に奮闘する時、其結果は何時しか自然に世の不良少年を滅じ、浮浪の徒を少くし、犯罪人、墮落者等を濟度して、幾らか其筋の手数省くに至らん事は、眞に私共の願である。未だ中々思ふ程の効果を見ることが出来ないのは、如何にも残念千萬であれど、其志す所は實にこれに外ならないのである。

今日と雖も失業者、出獄者、路頭に迷へる少年、誘拐せられたる婦人、又は鐵道往生、プランコ往生等しかけた人物など、警察監獄等から差向けられて、救世軍の勞働寄宿舎、勞作館、婦人ホーム等に收容して居る數は、決して少ないものではない。いつぞやも深川にて、夜深けに警官に引立てられて行く酒醉があるのを、救世軍の大尉が見兼てお詫をしてやると、「救世軍が連れて行くなら赦してやる。さもなくば本署に引張て行

て二十日位の拘留に處する處だけ共」といふて、之を引渡された故。大尉は喜び、連れ歸つて其夜は集會場の隅に寝かせ、翌朝酔が醒めて、「此處は何處だ」と訝かつて居るのを、傍に寄て話をととして説き諭し、「今後は決して此んな不心得はしませぬ」と約束するのを待て、之を返してやつた様なことがある。

大連民政署が多年來、内地より誘拐せられて南滿州に入り來る頼邊なき婦女を發見した時之を引あげては救世軍の大連婦人ホームに渡された數は、既に四五百人の多きに達して居る。

内務大臣は去明治四十二年以來、引續き救世軍の慈善事業部に助成金を交附せられ、其額は過る五年間に於て實に金四千六百圓に達し。司法大臣には亦救世軍の免囚保護事業を奨勵する爲め、昨大正元年末に於て金五百圓を其勞作館に交附せられたのである。別に東京市は其所有地なる京橋區月島通八丁目の地所を我が月島勞働寄宿舎の爲に特別廉價にて貸渡され、大連民政署は又大連小隊及び大連婦人ホーム用の地所を無料にて貸與せられて居る。

明治天皇陛下御大葬の砌、其葬場殿に使用せられたる腰掛、敷物、天幕、其他の品物を救世軍に御交附相成たるに付、救世軍にては殊に其内の腰掛を造り直し、之に敷物を敷きつめ、東京附近の各小隊に備付て、其「悔改の座」に使用する事となつた。斯くして長く先帝陛下の御徳を紀念し奉つらんが爲である。

### 三〇 天下の同情

或陸軍の將官が其亡父を紀念する爲に若干の金を救世軍に贈つて言はるゝには、「私若し此金を或種の慈善事業に寄附したならば、彼等は十圓を一圓に使用するのである。併し乍ら之を救世軍に寄附すれば、一圓を十圓に使用することを知つて居るゆゑ、少額ながら寄贈するのである」といふことであつた。救世軍が同將官の言はれた如く、何時も巧みに金銭を活用し得るか、どうかは私共の判断し得る所でない。併し乍ら何卒然うあり度のものであると、斷す苦心して居るだけは、私共が聊さかも憚らず明言し得る所の事實である。

近年我が日本に於ても、救世軍が唯宗教上の熱心に驅られて事を爲すのみならず、亦どこ迄も事務の手段を重んじ、眞面目に立働く所の、信頼すべき團體であるといふ事を認め、之に同情するに至られたる人々も少からず。其爲め金銭上の助力と後援とを與へらるゝ向も追々増て加はつて居るのは、感謝に堪ざる所である。

試みに最近二年間に於ける同情者の寄附金の大口なるものを擧ぐれば、前に述べたる大隈伯、清浦子、千家男、澁澤男、尾崎、中野、豊川、江原、島田九氏の發起にかゝる、救世軍病院に對する醜金合計八千〇參拾七圓五拾六錢。三井家より月島労働寄宿舎創立費の内へ金壹千圓。ライオン齒磨本舗小林富次郎氏より金五百圓宛二回、計金壹千圓。コンノート殿下より英國大使館を経て金五百圓。一貴婦人より白米慈善賣の爲め金五百圓。同じく娼妓救濟掛士官手當の内へ金五百圓。相生由太郎氏より女中輸出事業費として金三百圓。森村市左衛門氏より月島労働寄宿舎の爲に金貳百圓。大江彌八氏の金百四拾圓。八十島親徳氏の金壹百貳拾圓餘。中村平三郎氏の金壹百圓。中村是公氏の金壹百圓。鹽田未亡人の金壹百圓。サムエル、サムエル商會の金壹百圓。スコツ

ト氏の金壹百圓。セール氏の金壹百圓。大倉象馬氏の金五拾圓。廣岡淺子氏の金五拾圓。國澤新兵衛氏の金五拾圓。相賀照郷氏の金五拾圓等である。別に吉村鐵之助氏は東京婦人ホームの爲め引續き毎月金拾圓を寄附せられ、高野重三氏は同じく救世軍病院の爲めに去一ヶ年間毎月金拾圓を喜捨せられた。大江彌八氏より前記金百四拾圓の内九拾圓に添へられたる書翰は左の如し。

ハイケサキホドノオテカミアリガトゾンツマス、ワダクシワノゾムトコロキウセゲンデアリマス、シコスノスキニモコチオモテチリマス、ココニモカミサマノオンメグミテ、ニクモタマシエツヨブンテハダラキマス。カンシヤニアマルコトテス。コレダケキユセウケンサマニササグルヨウニナリマシタコトハカミサマノメグミトアリガタクオンレモウスマス。

大佐 山室軍平様

大江 彌 八

此等は唯大口の寄附者の内幾人かのことであれど、此外に例へば聖書にあるレブタニ枚を献げた寡婦の様に、眞實をこめて断ず救世軍の爲に力を盡して居らるゝ少額の寄附者は到底數へ切れぬ程多くあり。救世軍の今日ある、實に然ふいふ人々に負ふ所が最も多いのは、今更申上る迄もない所である。

### 三一 紀念事業

只今世界各国とも救世軍の働いて居る所では、何れも皆前大將ウイリアム、ブースの紀念事業として種々計畫中である。或國では其紀念事業として新に士官學校を建て、或國では大會館を設け、又或國では新に慈善救濟部を創むるなど、それ／＼工風の最中であるが、我が日本の救世軍にて目下其爲め計畫して居る所は左の如し。

#### (一) 療養所新設の計畫

目下我が日本の結核病蔓延の惨害は實に言ふに忍びざるものがある。明治四十三年の統計年鑑に徴するに、日本全國死亡者の總數は百〇六萬四千二百三十四人にして、其内結核患者合計、十一萬三千二百〇三人。即ち死亡者一千人に對する百〇六人四分に相當して居る。之を東京市の統計に徴するに、明治四十三年の死亡者三萬五千八百七十八人にて、内結核患者は八千〇七十人、即ち死亡千人に對し實に二百二十五人弱に當

り、殆んど四分一に近い結核患者であることを發見する。  
 それも歐米に於ては多年結核の豫防撲滅に盡力したる結果、結核諸病の死亡率は漸次減少し、就中獨逸、英吉利、北米合衆國等に於ては、過去二三十年間に於て正に其數を半減したといふに拘らず、我が日本に於ては不幸にして年々其率を増加して居る事實を見るといふのは、如何にも心外千萬の至である。これは心ある人々の一刻も棄て置くべき事ではない。

今結核の豫防撲滅の爲に盡すべき方法は數ある中にも、殊に緊急を要するものは、重症患者、殊に貧民の重症患者を隔離する事である。貧民の重症患者は假令傳染豫防の何んたるかを注意せられた所で、患者専用の夜具寢室さへ有たない有様であるから、如何とも致方がないのである。救世軍病院が外來に、巡回に、多數の貧困なる患者を扱ふに當りても、一番に當惑して居るのは、此種の結核患者である。目下東京市中貧民結核患者を收容すべき病床は僅に百個を出でず、これを英國倫敦市が一萬個内外の病床を有するに比するに眞にお話にもならぬ状態である。

それ故救世軍は微力なりと雖も、最早一日も遲延すべきに非ずとなし、微力を顧みず、神の御助と、世上の有志家の協力とに信頼し、故ブリス大將紀念事業の第一として、先づ一個の療養所を東京市外に設立することを計畫するに至つたのである。其爲め府下中野在和田堀内村にて約四千坪の地所を買入れ、そこに百五十人を容るべき療養所を設立したいつもりである。位置は東南に開放したる高燥の所にて、空氣は清く、四周には森林を望み、交通も亦至つて便利である。これは歐米に多くある郊外療養所の制に則り、十分彼地の建築設計等を參酌して、遺憾なき設備をなしたい心がけである。其豫算は概略左の如し。

一金拾萬圓也

療養所設立費

内 譯

- 一金二萬二千圓也
- 一金五萬圓也
- 一金八千圓也
- 一金貳萬圓也

- 地所購入費
- 建物建築費
- 内部設備費
- 基金

右に對し、在倫敦の救世軍萬國本營より、金三萬圓を寄贈せらるゝことゝなつたけれども、殘金七萬圓は此際我が日本の同情ある各位の贊助を得て、之を調達せねばならぬ都合であれば、切に諸君の御同情を仰ぐ次第である。

## (二) 東京婦人ホームの新築

次には東京婦人ホームの新築である。近年婦人問題が追々世の注意をひく様になつたに就ても、大切なのは不幸なる運命に翻弄せられて居る婦人、又は然ふいふことに陥りさうな婦人達を救済する事業である。東京婦人ホームの事業は日増に盛大になり、其爲め今分の所では建物の狹隘を告げる上、殊に種類の異りたる被保護者を分類して扱ふ便利がないのに困つて居る。それ故これをもブリス大將紀念事業の一つとして、其新築をしいつもりである。或は更に大なる地所を買求めて、移轉する必要もあらうかと思はれる。其爲め既に見込のある収入の外に少く共金五千圓を要するのである。殊に該事業に同情ある方々の御助勢を切望するのである。

## (三) 中央會館と本營

今一つ、救世軍が追々盛大になつたに連れ、今では在東京の軍人だけが一つ處に集る際には、必らずどこか公會堂を借受ねばならぬ有様。況して布教傳道の上には何時も少からぬ不便を覚えるので、是非相當の中央會館を設立し度いつもりである。或は序に日本々營をも合せて建てた方が、將來の爲に好都合であるかとも考へらるゝ。而して之も亦ブリス大將紀念事業の一つに數へらるゝ事となるであらう。

併し乍ら差當り先づ着手したいのは、前に申上げた療養所と婦人ホームとの問題である。此小冊子を讀まるゝ方々が、皆銘々此等の計畫を他事と見做さず、應分の御援助を賜はるならば、是れ決して私共許りの幸慶ではありませぬ。切に御依頼申上るのである。



日本の救世軍終

附 録

救世軍第拾七年度決算報告

(日本々營を経て取扱ひたる)

第一 一般及び慈善救濟部資金收支計算表

(明治四十三年十月一日より大正元年九月三十日に至る一年間)

收 入

總收入金

九一、九九〇、〇六<sup>円</sup>

内 譯

一般資金

一 寄附金

三、〇五六、五〇

一 小隊納附金

四一五、二三

一 商業部より收入

五〇〇、〇〇

一 萬國本營より補助金

二九、三五六、六一

一 銀行預金利息

七八、八三

一 克己週間献金

九、一三一、二〇

一 感謝祭献金

六、一四一、七六

七十七

一少年軍部收入

七十八

慈善救濟部資金

一寄附金

一〇九、九七

一慰問籠及び臨時救済費寄附金

三、五六七、五一

一白米慈善賣寄附金

一、〇一八、〇五

一「めぐみの函」收入

一、〇一五、四四

一感謝祭献金より繰入

二、七五五、六九

一各事業部より納附金

二、五二二、五〇

一内務大臣よりの助成金

一、二〇〇、〇〇

一各事業部に於ける寄附金、製作品、勞銀の收入

三二、四六四、三二

内

勞作館

五、六七八、八九

神田勞働寄宿舍

五、二三二、七九

淺草勞働寄宿舍

二、四一四、九五

月島勞働寄宿舍

五、九一七、八四

勤勉ホーム

一、一七九、一一

大學殖民館

三、四七八、九九

救世軍病院

一、一五四、二四

東京婦人ホーム

九三九、二〇

大連婦人ホーム

一、九九四、七三

水夫館

四、四七三、五八

一救世軍基金より

九〇二、五五

支出

總支出金

九一、九九〇、〇六

内

一 一般資金

一本營維持費

一五、一八二、四七

内

本營及び士官宅の家賃及地代

三、二二六、六二

手當金

七、九二〇、二〇

警備及び什器減價銷却

一、三八二、〇四

消耗品及び印刷費

五八八、三八

郵便及び電信料

八七二、九二

燃料、燈光及び水道料

六四四、五五

運賃及び諸雜費

五四七、七六

一 戰場費

一一、五〇八、六三

内

聯隊、小隊、士官へ補助金

八、四六九、六七

戰場及び參謀士官の旅費

二、三九八、二〇

特別集會費

六四〇、七六

一 士官學校維持費

四、五七六、九七

七十九

- 一 少年軍費
- 一 日本語授業料(外國士官の爲め)
- 一 寄附金募集費
- 一 克己週間献金の支出

内

集金費

- 一 小隊及び慈善救濟部補助金
- 一 外國傳道資金\*
- 一 感謝祭献金の支出

内

集金費

- 一 小隊、聯隊、士官補助金
- 一 慈善救濟部補助金
- 一 慈善救濟部資金

- 一 慰問籠及び臨時救濟費
- 一 白米慈善費
- 一 中央部事務費
- 一 新築費へ繰入
- 一 各事業部維持費

内

二、〇五一、〇五  
 五五、五〇  
 四九三、六五  
 九、一三一、二〇

六四三、五一  
 四、七〇〇、四一  
 三、七八七、二八  
 六、一四一、七六

四九五、〇七  
 二、八九一、〇〇  
 二、七五五、六九

一、二四七、三四  
 一、〇四七、一五  
 五九二、五一  
 二、二〇〇、〇〇  
 三七、七六一、八三

勞作館

- 一 神田勞働寄宿舍
- 一 淺草勞働寄宿舍
- 一 月島勞働寄宿舍
- 一 勤勉ホーム
- 一 大學殖民館
- 一 救世軍病院
- 一 東京婦人ホーム
- 一 大連婦人ホーム
- 一 水夫館
- 一 造作減價館却其他

\*克己週間献金の一部は一應萬國本營外國傳道資金の内へ納め、再び其需用に應じて送り還さるゝものにて即ち此年には金參千七百八拾七圓貳拾八錢を我より納め、金貳萬九千參百五拾六圓六拾壹錢を彼より送り還されたるもの也。

第二 土地家屋部資金收支計算表

(明治四十三年十月一日より大正元年九月三十日に至る一年間)

總收入金  
 内 譯

七、七三八、四五

一家賃及び地代  
一萬國本營より補助金  
一救世軍基金より

八十二  
四、七五一、七八  
七八三、六七  
二、二〇三、〇〇

總支出金

内譯

一營繕及び加工費  
一家賃及び地代、諸税、保険料  
一借入金利息  
一事務費  
一造作減價銷却  
一建物減價銷却

七、七三八、四五

一、五四六、八三  
二、四一一、一〇  
一、三九〇、二九  
五五六、九二  
五七〇、四八  
一、二六一、八三

第三 貸借對照表

(大正元年九月三十日現在)

資 産

一 地所建物  
一 總額  
一 内、財團へ譲渡せしもの  
一 減價銷却  
一 什器及び造作

一二九、八五四、〇三  
一二七、三六四、六八  
一、二六一、八三  
差引 一一、二二七、五二  
一二、三四四、七一

一 敷 金  
一 救世軍病院基本金運用  
一 商業部へ融通金  
一 財團へ融通金  
一 雜勘定  
一 現金及び銀行預金

合 計

負 債

六五、六五〇、〇八

一 救世軍基金  
前年度末現在高  
萬國本營より地所建物購入補助金  
地所建物購入の爲め寄附金  
内  
財團へ譲渡せし地所建物及び債務  
一 一般及び慈善救濟部不足補填金  
一 土地家屋部不足補填金  
差 引

一一六、九二〇、三五  
三、七七一、四二九  
六、七七七、八九  
計 一二七、四一二、五三  
一〇四、五八九、一二  
九〇二、五五  
二、二〇三、〇〇  
計 一〇七、六九四、六七

一 諸積立金  
一 借入金  
一 救世軍病院基本金  
一 雜勘定

六五、六五〇、〇八

八十三

### 第四 商業部貸借対照表

(大正元年九月三十日現在)

貯蔵品	五、二九二、四七
五分利附公債(額面金壹千圓)	九六三、五〇
未収入金	
減損見積	一、四〇六、三四
合計	一、四〇〇、〇〇
一基金	
前年度末現在高	二、六二一、六八
本年度繰入高	九一四、〇八
未拂金	
一般資金より借入	
銀行より當座貸越	
合計	七、五二二、三二

前記各項の検査を遂げ之に關する諸帳簿及び證券を對比し爰に其正確なることを保證候也

救世軍會計検査院長 アーサー、ベーツ

### 慈善救濟部收支明細表

(明治四十三年十月一日より大正元年九月三十日に至る一年間)

#### 収入

名	稱	寄附金	製作品勞働銀の收入	計
勞作館		六六、三〇	五、六一二、五九	五、六七八、八九
神田勞働寄宿舎		三二、四六	五、二〇〇、三三	五、二三二、七九
淺草勞働寄宿舎		一〇、四七	二、四〇四、四八	二、四一四、九五
月島勞働寄宿舎		三六、六〇	五、八八一、二四	五、九一七、八四
勤勉ホ一ム		三五、二四	一、一四三、八七	一、一七九、一一
大學殖民館		四四〇、四三	三、〇三八、五六	三、四七八、九九
救世軍病院		九一九、九五	二三四、二九	一、一五四、二四
東京婦人ホ一ム		七三二、五三	二〇六、六七	九三九、二〇
大連婦人ホ一ム		一、六一九、七九	三七四、九四	一、九九四、七三
水夫館		一、七八六、三九	二、六八七、一九	四、四七三、五八
合計		五、六八〇、一六	二六、七八四、一六	三二、四六四、三二

支出

名 稱	手當及び事務費	維持費	家賃及び諸税	計
勞 作 館	五一〇、八八	六、四七九、〇四	四三五、二八	七、四二五、二〇
神田勞働寄宿舎	三四八、一九	四、五九二、七八	四三八、一五	五、三七八、一二
淺草勞働寄宿舎	三四九、五七	二、一四五、一八	一九一、二五	二、六八六、〇〇
月島勞働寄宿舎	五九七、七四	五、一三八、一七	四二八、三三	六、一六四、二四
勤 勉 ホ ー ム	一〇六、三六	八八七、七七	二四〇、〇〇	一、二三四、一三
大學殖民館	四一八、一二	二、七五二、三一	六五四、七八	三、八二五、二一
救世軍病院	六一一、三二	五一〇、七一	一六三、八三	一、二八五、八六
東京婦人ホ ー ム	四七〇、五二	一、二二七、一五	三〇五、九〇	二、〇〇三、五七
大連婦人ホ ー ム	三四〇、二九	一、七四八、九六	二六〇、三九	二、三四九、六四
水 夫 館	九六二、七八	三、一九一、〇四	一、〇三九、四九	五、一九三、三一
造作減價銷却	—	二一五、五五	—	二一五、五五
合 計	四、七二五、七七	二八、八八八、六六	四、一五七、四〇	三七、七六一、八三

在日本救世軍財團決算報告

第一收支計算表

(大正元年九月三十日を以て終る七ヶ月間)

收 入

- 一家賃及び地代
- 一萬國本營より補助金
- 一救世軍基金より融通

合 計

六、〇六七、九四

支 出

- 一家賃及び地代、諸税、保険料
- 一借入金利息
- 一營繕及び加工費
- 一財團登記其他手数料
- 一減價銷却
- 一事務費

合 計

六、〇六七、九四

### 第二 貸借対照表

(大正元年九月三十日現在)

一 救世軍基金より譲受地所建物	一七七、三六四、六八	差引	一一六、九六八、七三
減償銷却	三九五、九五		
合計			一一六、九六八、七三
一 基本金	一〇四、五八九、一二	差引	一〇三、四九八、七一
救世軍基金より譲受高			
本年度内			
一 借入金	一、〇九〇、四一		一〇、二九七、二七
一 諸積立金			一、八六八、七三
一 雑勘定			二一三、六一
一 救世軍基金より融通			一、〇九〇、四一
合計			一一六、九六八、七三

前記各項の検査を遂げ之に關する諸帳簿及び證票を對比し爰に其正確なることを保證候也

救世軍會計検査院長      アーサー、ペーッ

大正貳年九月廿二日印刷  
大正貳年九月廿五日發行

定價金 貳拾錢  
郵税金



編輯者 東京市京橋區銀座二丁目十一番地 山室軍平

發行者 東京市京橋區銀座二丁目十一番地 ヘンリー、ホツダー

印刷者 横濱市太田町五丁目八十七番地 村岡平吉

印刷所 横濱市山下町百四番地 福音印刷合資會社

發行所 (東京市京橋區銀座二丁目十一番地) 救世軍日本本營

賣捌所 (東京市京橋區尾張町二丁目十五番地) 警醒社書店

同 (東京市本郷區春木町二丁目廿三番地) 警醒社支店

# 山室軍平氏新著 通俗基督教傳

〔紙數二百頁●體裁頗美●定價金貳拾五錢●郵稅四錢〕

本書は彼の有名なる「平民之福音」著者山室軍平氏が、通俗平易にして實際的且心霊的なる基督教傳が、目下の基督教界殊に初心の信者並に求道者間に缺乏し居れることを感じ、心血を注いで執筆せられたる最近の傑作である。内容の如何は同氏の才筆世既に定評あり、敢て一本を坐右に薦む。

發行所  
東京 救世軍本營 銀座

## 故アリス大將の著述

- ◎<sup>參</sup>軍令及軍律(兵士の卷) 特價 金拾錢 郵稅 金四錢
  - ◎<sup>再</sup>聖潔の早わかり 定價 金拾貳錢 郵稅 金貳錢
  - ◎五十一文集 定價 金四拾錢 郵稅 金六錢
  - ◎大將文集 定價 金拾貳錢 郵稅 金貳錢
  - ◎大將小品文集 定價 金拾貳錢 郵稅 金貳錢
  - ◎ペンテコステ物語 定價 金五錢 郵稅 金貳錢
  - ◎<sup>四</sup>救と聖潔 定價 金壹錢 郵稅 八部迄 金貳錢
  - ◎<sup>六</sup>魂をかへる法 定價 金壹錢 郵稅 八部迄 金貳錢
- 其他英文の著書色々あり

## 山室軍平氏の著述

- ◎<sup>拾四</sup>平民之福音 特價 金拾錢 郵稅 金四錢
  - ◎<sup>五</sup>實行的基督教 定價 金貳拾五錢 郵稅 金四錢
  - ◎<sup>參</sup>ブーース大將傳 特價 金壹圓 郵稅 金拾貳錢
  - ◎日本に於けるブーース大將 特價 金七拾錢 郵稅 金拾錢
  - ◎通俗基督教傳 定價 金廿五錢 郵稅 金四錢
  - ◎<sup>再</sup>青年への警告 定價 金拾錢 郵稅 金四錢
  - ◎禁酒の勧め 定價 金拾貳錢 郵稅 金貳錢
- 東京銀座 救世軍本營



272  
135

救世軍の雜書類

- ◎ 參 聖潔の栞 (フレンゲル大佐著)  
特價 金貳拾錢 郵税 金四錢
- ◎ 日本の救世軍  
定價 金拾錢 郵税 金貳錢
- ◎ 救世軍々々歌  
定價 金五錢 郵税 金貳錢
- ◎ 救世叢書 (既刊六種)  
定價 壹部金壹錢 郵税 八部迄貳錢
- ◎ 諸名家救世軍觀  
定價 金貳錢 郵税 金貳錢
- ◎ ブース大將と救世軍  
定價 金貳錢 郵税 金貳錢
- ◎ 再 公娼全廢論 (山室軍平著)  
定價 金拾錢 郵税 金四錢

別に邦文及英文の聖書類種々  
又英文救世軍出版物色々あり

救世軍の機關とこきのころゑ

毎月二回、一日、十五日發行  
定價一部金貳錢 郵税金五厘  
一年分郵税共金五拾五錢  
是は救世軍の機關新聞にて、繪入總振假  
名、誰にでも分かる、面白くて、爲めにな  
ること此上なしの宗教新聞である。之を  
讀んで罪を悔改め、基督の救を受けたる  
人、又献身して聖き生涯に入りたる人は、  
至つて多い。速かに購讀なされませ。

少年兵一名

毎月一日發行、定價金壹錢、郵税五厘  
一ヶ年分郵税共たつた拾八錢也  
是は「少年とこきのころゑ」と呼ばるゝ、兒供  
の繪入宗教新聞である。毎號兒供達の爲  
めになる信仰上の物語、豪傑談、聖書の  
話、懸賞問題等あり。又時に親達の爲め  
になる文章をも、載せつゝあり。家庭教  
育に心ある人には、是非求めて其家族の  
讀み物とすべき新聞である。

東京銀座救世軍本營

終

